

川里地域小中一貫教育校の整備に関する 基本構想・基本計画



令和 6 年 3 月
鴻巣市教育委員会

はじめに

市教育委員会では、平成27年に、「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」を策定した上で、市内小中学校の適正規模・適正配置に取り組んできました。

基本的な考え方において、小学校の存置を検討する基準は2つあり、1つ目が、「全ての学年が単学級になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合」であり、2つ目が、「小中一貫教育の推進と地域の実情を踏まえ、より大きな教育効果が期待される場合」となっています。

適正配置等の取組の対象となっている学校の多くは、存置の基準における1つ目の「全ての学年が単学級になった場合」に該当することから、児童数の減少に対応し、学校の適正規模化を行うことで、より良い教育環境を整備するため、統合や通学区域の再編を行っています。

一方で川里地域では、合併以降、人口は緩やかに増加しており、それに伴い児童・生徒数も増加していること、また、川里中学校区では、市内の他の中学校区に先駆けて、平成23年から埼玉県の小中一貫教育推進事業モデル地区の指定を受け小中一貫教育に取り組んできたことから、学校の存置を検討する基準の2つ目に該当し、「小中一貫教育を推進することで、さらなる教育効果の向上を図るため」に、適正配置等に取り組んでいるものです。

平成23年から実践している小中一貫教育に関しましては、不登校生徒の出現率の減少や学力の向上において、一定の成果が表れている一方で、学校間の距離が離れていることもあり、連絡・調整や移動時間の確保など、子どもたちと教職員の負担も多く、取組を進める上での課題もありました。

また、施設面では、35人学級への対応や少人数学習を実施するための教室数の不足、校舎の老朽化、バリアフリーへの対応が課題となっています。

これらの課題に対して、川里地域の3つの小学校と1つの中学校を一体的に整備することで、施設面での課題の解決に繋がることに加えて、学校運営においては、義務教育の9年間を一貫性のある教育活動が可能となる組織とし、小中学校の教職員間の連携を強化することで、教育効果の向上を一層図ることができると考えています。

本基本構想・基本計画を策定するにあたり、川里地域の皆さんとの意見交換会のほか、アンケート調査やワークショップを開催し、多くの意見をいただきながら、検討を重ねてきました。

今後は、本基本構想・基本計画に基づき、施設一体型の義務教育学校の新設に向けた整備方針について、地域の皆さんにお示した上で、改めて御意見をいただきながら取組を進めてまいります。

なお、全国の多くの自治体が少子化や施設の老朽化、少人数学習への対応や教員不足等、教育環境を取り巻く多くの課題を抱えており、本市も例外ではありません。

これまで長年にわたり研究と実践を重ねてきた小中一貫教育の成果を踏まえた、川里中学校区での義務教育学校の新設に関する取組が、本市の目指す、教育先進都市の実現に向けた一助となり、子育て世代に選ばれるまちづくりの重要な施策になると考えています。

今後も、鴻巣市の未来の担い手となる子どもたちのために、より良い教育環境の整備に向けて、その時代に合った教育を受けることが可能となるよう、引き続き、地域の皆さんをはじめ、関係者の方々の意見を伺いながら検討してまいります。

目 次

第 I 章 前提条件の整理

1 鴻巣市の基本施策

- (1) 経緯と計画(案)
- (2) 鴻巣市教育大綱

2 計画地の概要

- (1) 敷地の概要
- (2) 位置図
- (3) 計画地周辺図
- (4) 敷地条件・法令条件
- (5) 都市計画図
- (6) 既存校舎概要
- (7) 川里中学校の現況

3 統合する小・中学校の状況

- (1) 令和 11 年度の川里中学校区の児童・生徒数及び学級数(見込)
- (2) 川里中学校区の児童・生徒数及び学級数の推計
- (3) 対象校の特徴

第 II 章 基本構想

1 小中一貫教育の方針

2 目指す学校のカタチ

- (1) 学校形態
- (2) 校舎設置状況の分類
- (3) 校舎配置比較

第 III 章 基本計画

1 規模設定

- (1) 文部科学省基準による規模検討
- (2) 普通教室の検討
- (3) 特別教室の検討
- (4) 管理諸室の検討
- (5) 屋外施設の検討
- (6) 共用部の検討
- (7) 所要室の規模設定

2 配置計画

- (1) 配置計画の考え方
- (2) 土地利用の比較検討
- (3) 配置の比較検討
- (4) 配置計画のイメージ
- (5) 登下校時の動線計画

3 平面計画

- (1) 平面計画の考え方
- (2) 平面計画の施設構成図
- (3) イメージパース

4 環境配慮計画

5 防災計画

- (1) 避難所機能
- (2) 地震対策
- (3) 災害情報

6 防犯計画

- (1) 建築計画による対策
- (2) 防犯設備による対策

7 設備計画

- (1) 電気設備計画
- (2) 機械設備計画
- (3) 昇降機設備計画

8 構造計画

- (1) 構造計画基本方針
- (2) 上部構造計画
- (3) 基礎構造設計方針

第IV章 計画実現のための検討

1 開校までのスケジュール(案)

2 附帯工事の計画(案)

3 財政コストシュミレーション

- (1) ライフサイクルコストの低減にかかる検討
- (2) 概算工事費の算定
- (3) 補助金等財政支出措置の検討

4 事業方式・発注方式の比較検討

- (1) 検討する事業方式
- (2) 事業方式の比較
- (3) 開校までの期間の比較検討
- (4) 採用する事業方式

5 小学校の跡地利用

第 I 章
前提条件の整理

第 I 章 前提条件の整理

I 鴻巣市の基本施策

(1) 経緯と計画(案)

これまでの経緯と今後の計画(案)を次のとおり示します。

平成23~25年度

埼玉県教育委員会委嘱「小中一貫教育推進モデル事業」

平成26年度

鴻巣市教育委員会「小中一貫教育推進教育モデル中学校区」

平成27~29年度

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会

平成29年3月

鴻巣市公共施設等総合管理計画

●将来を見据えた公共施設等の最適化を実現するための基本方針となる「鴻巣市公共施設等総合管理計画」を策定し、鴻巣市内の小・中学校の施設利用の基本方針を提言しました。

令和3・4年度

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会

●教育委員会からの諮問に対し、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会からは、「今後、教育環境における様々な課題への対応が必要となる中で、小中一貫教育については、これまでの成果の向上を図るため、取組を推進していく必要があり、小中一貫校または義務教育学校の設置に向けて、保護者等との意見交換を実施するとともに、具体的な内容について協議すること」という内容の答申書が提出されました。

令和5年度

基本構想・基本計画

●基本構想・基本計画は、学校の設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針を示すものであり、学校の規模や求められる機能等、学校整備に関する基本的な考え方を定めました。地元自治会、各学校の保護者や関係者等で構成する「川里地域小中一貫教育校新設に係るワークショップ」やアンケート調査において、住民意向を把握しつつ、基本構想・基本計画の策定に向けて検討を進めました。

令和6年度

意見交換会・鴻巣市立小・中学校あり方研究懇話会等

令和7・8年度

基本設計・実施設計

●基本設計では、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。

●実施設計では、基本設計図書に基づき、安全安心な工事施工を考慮した上で、機能性やデザイン、技術面など多方面にわたって精査し、より詳細な設計図書としてまとめます。

令和9~12年度

建設工事
(仮称)開校準備委員会

令和13年4月

小中一貫教育校開校
(義務教育学校)

(2) 鴻巣市教育大綱

鴻巣市では、教育行政を推進するための基本方針として次のとおり「鴻巣市教育大綱」を定めています。本大綱を踏まえ、基本構想・基本計画を策定します。

鴻巣市教育大綱

基本理念

「潤いと光ある鴻巣教育」

基本方針

1) 生きる力を育む学校教育の充実

児童・生徒一人一人の実態を的確に把握し、個に応じた指導の充実を図り、確かな学力を育成します。また、鴻巣市「のすっ子宣言」に示された児童・生徒の姿の実現を図れるよう、命の大切さや他者を思いやる心など「心の教育」を充実させるとともに、たくましく生きるための健康と体力を育みます。

2) 人生を豊かにする生涯学習の充実とスポーツの復興

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり自ら進んで学習できる施設や機会を提供することにより、生涯学習の充実を目指します。また、健康の保持増進や体力の維持向上の観点から、継続的にスポーツを行える環境を整備するなど、地域におけるスポーツの更なる振興を図ります。

3) 未来につながる市民文化の振興と交流の促進

地域の文化財や伝統芸能は、その地域の歴史や文化を知る上で重要なものであり、それらを積極的に保護・継承するとともに、心豊かな生活を送るため、多様な文化・芸術にふれあう機会の創出、交流の促進を目指します。

4) 人権教育の推進

女性や子ども、高齢者、障がいのある人など様々な人権問題があることから、一層の人権教育及び啓発を推進し、差別や偏見を解消するとともに、お互いに相手の立場を認め合える豊かな人間性を持った児童・生徒の育成を目指します。

5) 安全・安心で機能的な教育環境の整備

学校施設の安全性・快適性を確保するため、施設の長寿命化対策・環境配慮・トイレ洋式化等を積極的に実施するとともに、質の高い学校教育を推進するため、学校教育情報化の推進・整備を実施することで、学校・家庭・地域が相互に協力し、児童・生徒を育む教育環境の整備を目指します。

6) 子ども・子育ての環境整備

急速な少子化が進む中、安心して仕事と子育ての両立ができる体制の整備と、子どもの成長に合わせた継続的かつ適切な子育ての支援、そして、地域全体で子育てをすすめる社会を目指します。

第 I 章 前提条件の整理

2 計画地の概要

(1) 敷地の概要

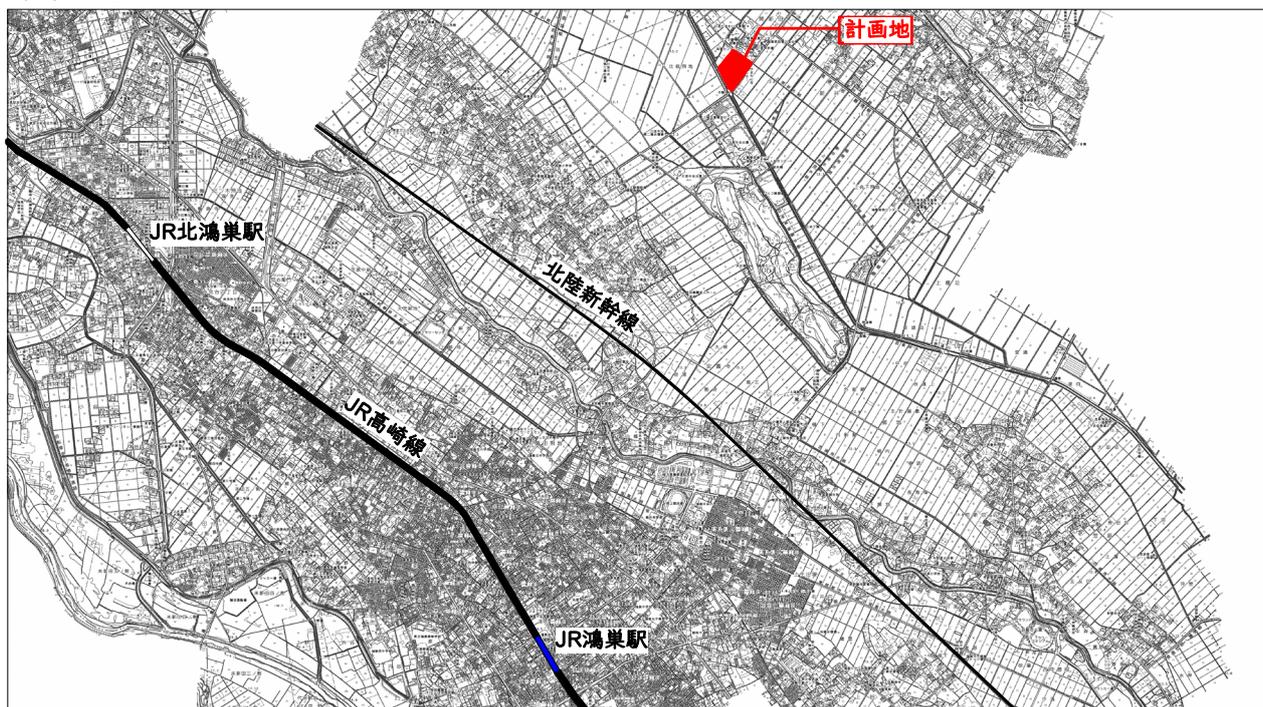
●計画場所：鴻巣市関新田1560番地1他

●概要

計画地について、位置及び概要を次のとおり示します。

計画地は、本市北東部の川里地域にあり、JR 高崎線鴻巣駅より直線距離約6kmに位置しています。計画地には現在川里中学校が存在しており、計画地の周辺には複合施設であるふるさと館、グラウンドゴルフ場等が立地しています。計画地は市街化調整区域となっています。周辺の土地は、南西側に河川、北西側と南東側は水田があり、北東側は道路を挟んでふるさと館に面しています。北西側には用水路が整備されています。

(2) 位置図



(3) 計画地周辺図

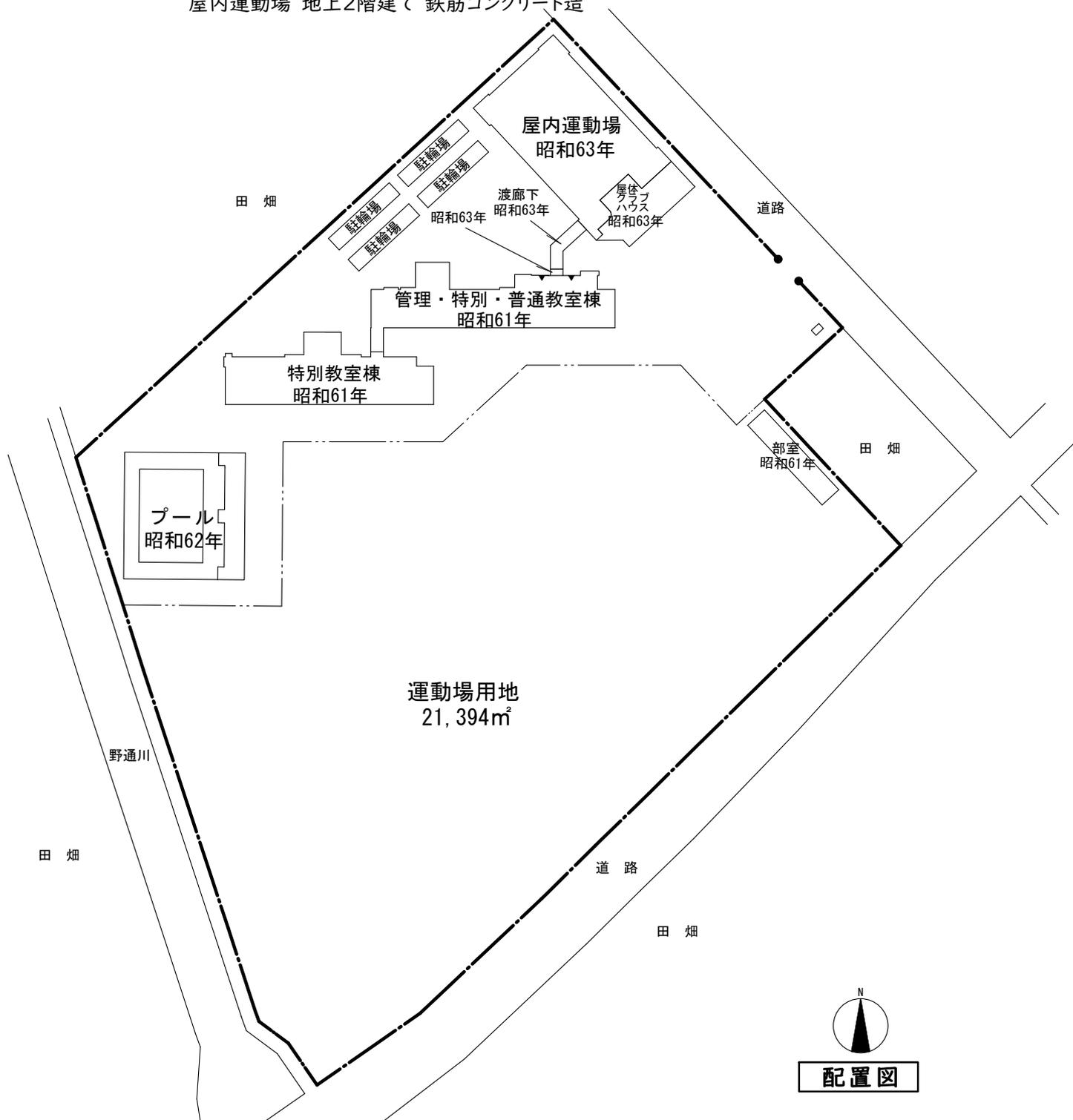


第 I 章 前提条件の整理

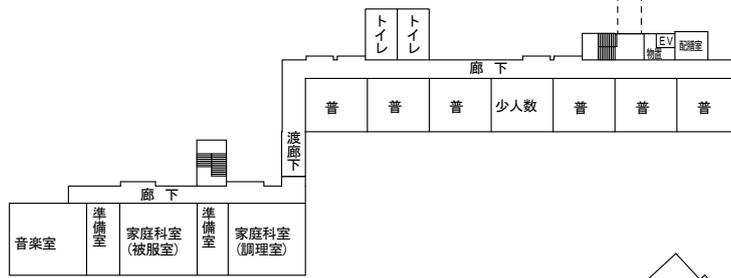
(6) 既存校舎概要

川里中学校の概要を次のとおり示します。

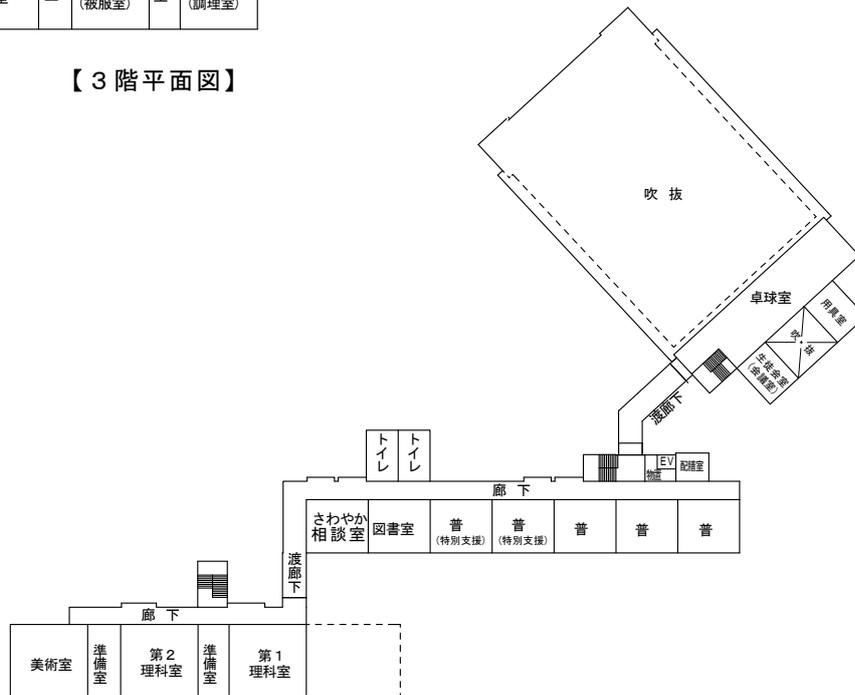
- 敷地面積：34,264㎡
- 延床面積：校舎 4,388㎡
屋内運動場 1,544㎡
合計 5,932㎡
- 規模・構造：校舎 地上3階建て 鉄筋コンクリート造
屋内運動場 地上2階建て 鉄筋コンクリート造



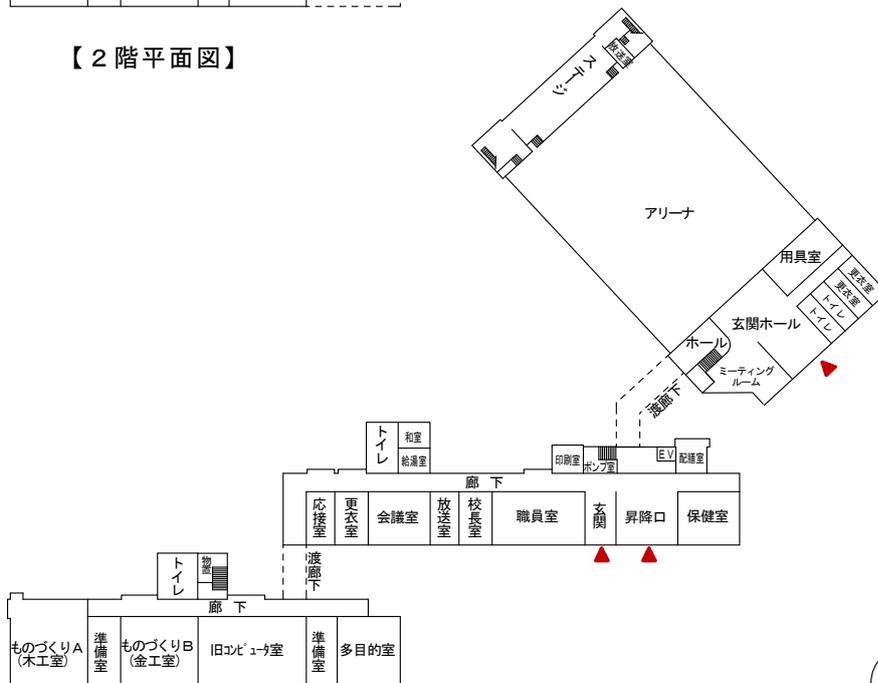
第 I 章 前提条件の整理



【3階平面図】



【2階平面図】



【1階平面図】



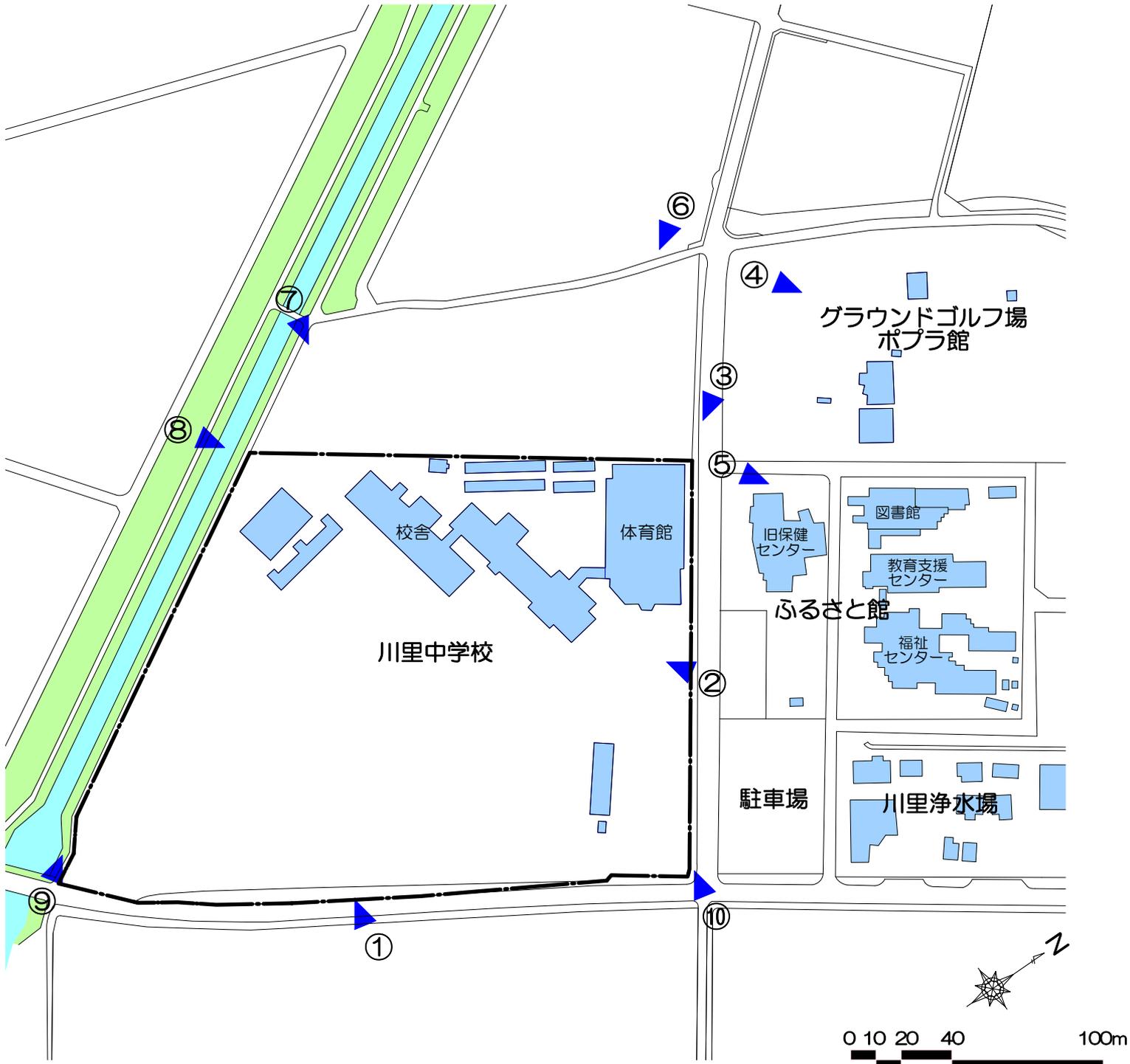
各階平面図

(7)川里中学校の現況

川里中学校の校舎は昭和61年に建築され築年数は38年となり、老朽化やバリアフリーへの対応が課題となっています。文部科学省が定める財産処分制限期間は築年数60年であり、今後20年程度で、大規模な改修が必要となり、さらに約20年後には改築が必要となります。

屋内体育施設は、昭和63年に建築され築年数は36年となっていますが、平成27年に大規模改修を実施したことから、校舎に比べて良好な状態に保たれています。

プールについては、昭和62年に建築され築年数は37年となり、令和4年から市内全ての中学校において、実技の授業が廃止となった事に伴い、現在は使用していない状況です。



第 I 章 前提条件の整理

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



第 I 章 前提条件の整理

3 統合する小・中学校の状況

(1) 令和11年度の川里中学校区の児童・生徒数及び学級数(見込)

学校名	児童・生徒数			上段・人数 下段・学級数			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
屈巢小学校	22	31	27	36	34	27	177
	1	1	1	2	1	1	7
共和小学校	16	16	11	17	17	12	89
	1	1	1	1	1	1	6
広田小学校	34	29	31	35	36	41	206
	1	1	1	1	2	2	8
統合後の 小学校計	72	76	69	88	87	80	472
	3	3	2	3	3	3	17
川里中学校	70	96	83				249
	2	3	3				8
中学校計	70	96	83				249
	2	3	3				8
合計							721
							25

※令和6年2月1日現在

第 I 章 前提条件の整理

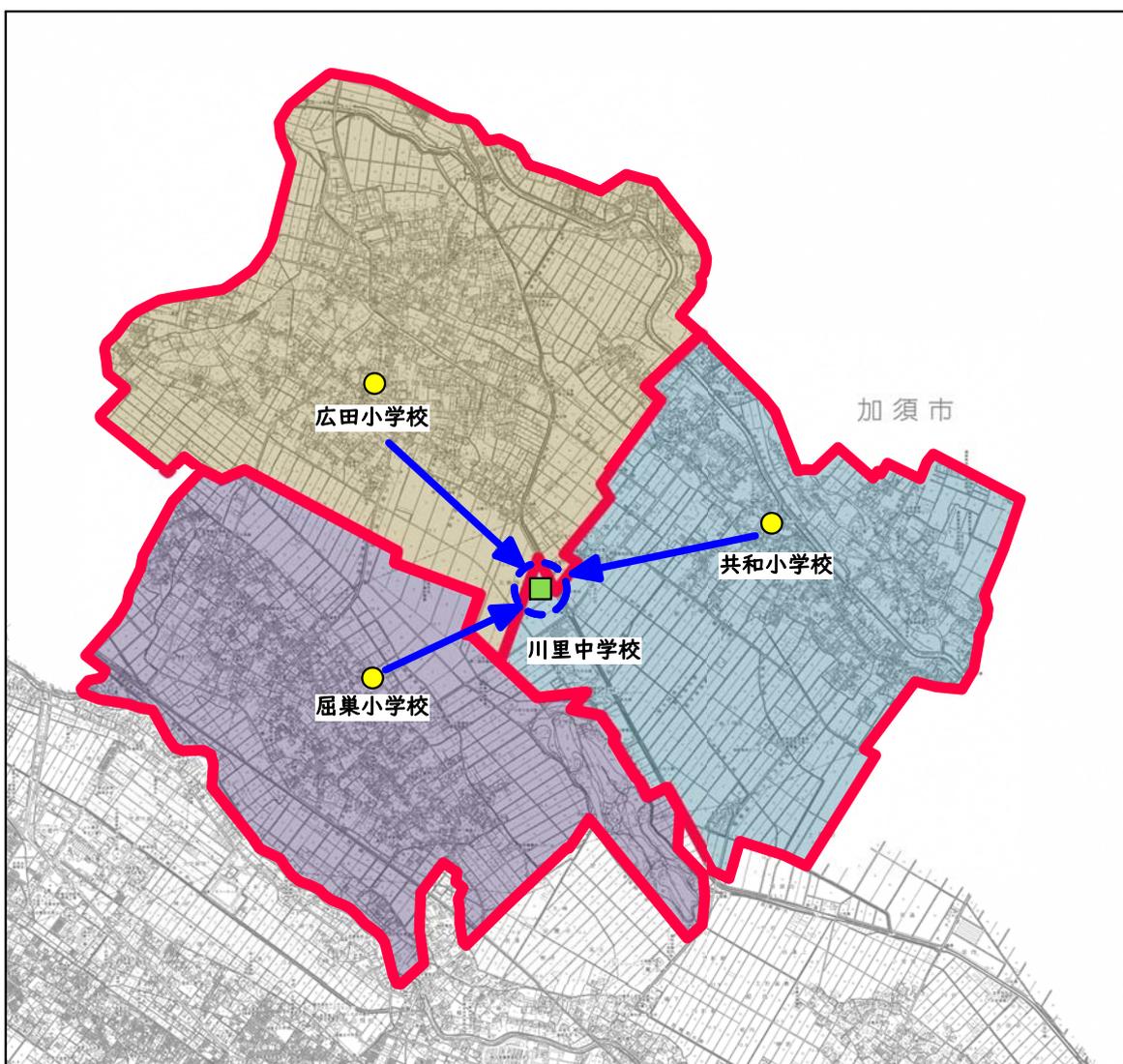
(2) 川里中学校区の児童・生徒数及び学級数の推計

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
屈巢小学校	児童数	187	188	190	193	194	181	177
	学級数	7	7	8	9	9	7	7
共和小学校	児童数	90	92	93	92	87	87	89
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
広田小学校	児童数	231	230	230	225	213	205	206
	学級数	10	10	11	10	9	8	8
川里中学校	生徒数	240	223	223	242	252	268	249
	学級数	7	7	7	7	9	9	8

統合した場合の児童・生徒数及び学級数

小学校	児童数	508	510	513	510	494	473	472
	学級数	16	18	18	18	16	16	17
中学校	生徒数	240	223	223	242	252	268	249
	学級数	7	7	7	7	9	9	8
合計	児童・生徒数	748	733	736	752	746	741	721
	学級数	23	25	25	25	25	25	25

※令和6年2月1日現在



第 I 章 前提条件の整理

(3) 対象校の特徴

	川里中学校	屈巢小学校	共和小学校	広田小学校
学校教育目標 *	○自ら学ぶ生徒 ○心豊かな生徒 ○健康な生徒	○進んで学ぶ子 ○思いやりのある子 ○明るく元気な子	○やさしく ○かしこく ○たくましく 「知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成」	○心豊かな あかまつの子の育成 ・あーあかるい子 ・かーかしこい子 ・まーまじめな子 ・つーつよい子
本年度の研究	「いきいきと主体的に活動する生徒の育成」 ～学びに向かうための確かな知識・技能を身に付けさせる指導方法の研究～	【国語】「確かな言語で、豊かにコミュニケーションを図る児童の育成」	【情報 視聴覚】 ICT の良さを生かした活用方法に関する研究 ～場面ごとの効果的な活用方法を通じた思考力・判断力・表現力等の育成～	「学習指導における ICT の効果的活用」
めざす学校像 *	○自ら学ぶ力と人間性を育む川里中学校	○地域とともに歩む学校 ○生きる力を育む学校 ○明るい挨拶にあふれる学校	○地域・家庭とともに歩む、潤いと活力のある学校（花と緑とホテルの学校）	○自己の成長を実感し、地域と共に子どもを育てる学校
めざす児童・生徒像 *		○知 ・自ら学習に取り組む子 ・ねばり強くやり抜く子 ・学習規律を守れる子 ○徳 ・進んで働く子 ・仲良く助け合う子 ・明るい挨拶と返事をする子 ○体 ・進んで体を鍛える子 ・「食」を大切にする子 ・安全に気をつけて行動する子	○すすんで学ぶ子 ○最後まで力いっぱいやりきる子 「共和っ子のあいことば」 ○返事 「よく聞いてしっかり返事」 ○あいさつ 「明るい挨拶先手必勝」 ○あとしまつ 「だまって掃除・見つけて掃除、最後まで責任をもつ（後始末）」	○あいさつと返事ができる子 ○自ら学ぶ子 ○時間を守れる子 ○楽しみながら運動できる子 ○相手の気持ちを考えられる子
めざす教師像 *	「心身共に健康で魅力ある教職員が支える川里中の教育」 ○使命感と情熱を持つ教師 ○生徒・保護者・地域・同僚から信頼される教師 ○協働し、組織を活性化できる教師	○保護者・地域に信頼され、使命感にあふれる教職員 ○組織の一員として、学校教育目標の具現化に努力する教職員 ○自らを磨き、律しつつ笑顔あふれる教職員	「チーム共和・はつらつ教師」 ○いつでも子どものそばにいる教師 ○ていねいにやり方の手順を教える教師 ○最後まで見届けをする教師 ○できるようになったことを、子どもと一緒に喜ぶ教師 【明るく・あせらず・あきらめず】 ○公教育を担っていることの自覚と誇りをもつ教師 ○自らの指導力を向上させる姿勢をもつ教師 ○組織の一員としての自覚をもち、協力して働く教師 ○丁寧に誠実に保護者・地域に対応する教師	○児童の実態を把握し、常に寄り添い、共に歩み続ける教師 ○確かな学力をつけられる教師 ○教育に対する使命感と誇りをもつ教師

|* : 令和5年度各学校「ブランドデザイン」より記載

第 I 章 前提条件の整理

		川里中学校	屈巢小学校	共和小学校	広田小学校
授業方法	授業方法	1~3年:教科担任、 学級担任、学年職員	1~6年:学級担任	1~6年:学級担任	1~6年:学級担任
	運営体制				
	校長	1名	1名	1名	1名
	教頭	1名	1名	1名	1名
	教員数	24名	15名	14名	22名
児童生徒数・ 学級数 ^{2*}	1学年	68人・2学級	25人・1学級	13人・1学級	33人・1学級
	2学年	79人・2学級	45人・2学級	18人・1学級	37人・2学級
	3学年	87人・3学級	25人・1学級	17人・1学級	40人・2学級
	4学年		34人・1学級	18人・1学級	37人・2学級
	5学年		31人・1学級	16人・1学級	37人・1学級
	6学年		24人・1学級	8人・1学級	41人・2学級
	特別支援	6人・2学級	3人・1学級		6人・2学級
	合計	240人・9学級	187人・8学級	90人・6学級	231人・12学級
建築概要 ^{3*}	校舎規模	構造種別: 鉄筋コンクリート造 階数:地上3階	構造種別: 鉄筋コンクリート造 階数:地上3階	構造種別: 鉄筋コンクリート造 階数:地上3階	構造種別: 鉄筋コンクリート造 階数:地上3階
	敷地面積	34,264㎡	17,485㎡	10,675㎡	13,397㎡
	延床面積	校舎:5,019㎡ 屋内運動場:1,544㎡	校舎:2,885㎡ 屋内運動場:486㎡	校舎:2,764㎡ 屋内運動場:484㎡	校舎:2,845㎡ 屋内運動場:488㎡
	運動場用地面積	21,394㎡	8,174㎡	5,571㎡	6,757㎡

2* :令和6年2月1日現在

3* :施設台帳より記載

第II章
基本構想

第Ⅱ章 基本構想

Ⅰ 小中一貫教育の方針

◎子どもたちの学力の向上のために

3つの小学校と中学校が1つになることで適正規模の児童生徒が集い、互いに切磋琢磨し、多様な考え方に触れ、お互いに刺激を受け合いながら、自分自身を磨く機会をつくります。その上で、次に示すような点に力を入れて教育活動を展開し、子どもたちの確かな学びを保障し、学力向上を目指します。

<習熟度別学習の充実>

児童・生徒の理解の程度や技能の習熟度、学習速度、興味関心等に応じて学習内容を系統的に学んでいく教科で、習熟度別学習をより推進します。これにより、発展的な学びや個別のつまずきに対応し、児童・生徒の学習効果を向上させます。

当該学年の学習内容をさらに深めたい児童・生徒には、発展的な学習や探究的に進める学習の場を設け、より高い目標へ向かう学習意欲の向上を図ります。また、学習内容の理解に課題を抱えている児童・生徒には、基礎的・基本的な内容を繰り返し時間をかけて学習する場を設け、全ての児童・生徒に確かな学力を身に付けられるようこれまでの取組を強化します。

<乗り入れ授業の充実>

小中一貫教育校において、学習指導をより効果的にする指導体制の一つとして、中学校教員による小学校への乗り入れ授業が挙げられます。例えば小学校から特定の教科において中学校の教員が、専門性を生かした質の高い授業を行うことで児童・生徒の興味・関心を高め、自ら学ぶ子どもを育てます。

また早い時期から担任以外の多くの教員が関わることで、児童・生徒を多角的、多面的に捉えることができ、一人一人のもっている可能性や能力を最大限に伸ばす教育を行います。児童にとっては、顔なじみの教員が中学校進学時に存在することで、心理的安定が高まるといった効果があります。

<特色あるカリキュラム編成>

小中一貫教育校では、6-3教育の概念がなくなるため、9年間のカリキュラムで指導を進めることが出来ます。柔軟なカリキュラムで指導することは、児童・生徒に寄り添った指導が可能になり、分からない箇所つまずきやすい内容を重点的に指導することができます。反対に、カリキュラムを早めて高校受験対策を行うこともできます。

また、義務教育学校の特例として、9年間を見通した研究開発制度、教育課程特例校制度の下で、学習指導要領によらないカリキュラム開発が認められています。例えば、「キャリア教育」「コミュニケーション能力」「情報活用能力の育成」「環境教育」「グローバル教育」等の取組が行われています。



■乗り入れ授業の様子
出典：文科省資料より

◎自己肯定感・自己有用感を高め子どもたちの社会性を育むために

<異学年交流>

将来を担う子どもたちが社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成するため、社会と関わる力の育成が重要であると考えられます。しかしながら、家庭や地域における社会性を育成する機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関わりをもつ機会が減り、社会性が育ちにくい状況になっています。

本市においては小中一貫教育の取組の一つとして、児童・生徒による交流活動や小・中学校の教職員による学びと育ちの連続性を考慮した教育活動を継続的に実施してきました。施設一体型の校舎で生活することにより、児童・生徒が日常的に学校行事や総合的な学習の時間における活動、給食、部活動等で交流することができます。

特に部活動では、児童から参加できる機会を設けるなど、児童たちの自己能力の向上や、技術や技能の伝達、自主的・自発的活動の活性化等を図ります。

さらに異学年の児童・生徒との交流に加え、広い視野や豊富な経験をもつ地域の方々との交流も積極的に取り入れます。これらの多様な人々との交流を通して、社会に積極的に関わるための自己肯定感や社会性の基礎となる自己有用感を高め、目標や将来の夢の実現に向け自信をもって取り組んでいく姿勢を育てます。



■異学年交流の様子
出典：文科省資料より

◎子どもたちの安心感を高めるために

<支援の充実>

中学校における生徒指導上、学習指導上の諸問題は、小学校段階から潜在的な問題として関わっていることが多く、9年間の継続した丁寧な取組が、それら問題の未然防止や解消につながると考えます。そこで、小・中学校の教職員が児童生徒指導に関する情報を日常的に共有し、よりきめ細かな指導を行い、また、全ての学年の児童・生徒が同じ場に集い、幅広い人間関係を育むことで、いわゆる「中1ギャップ」を軽減することができま

す。特別支援教育においても、小・中学校の教職員間で支援情報を共有し、学校全体で心の安定を高める取組を行います。普通学級では、障がい等による学習上又は生活上の困難さに応じて指導内容や指導方法を工夫し、適切な支援を行います。また、通級指導の対象となる児童・生徒については、大半の時間を普通学級で過ごしていますが、状況に応じて学習上又は生活上必要とされる支援や困難を改善するための指導を通級指導教室で行います。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒には障がいの状態等に配慮し、寄り添った支援や指導を行います。このように一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を行うことで、児童・生徒の心の安定につなげ、可能性を伸ばします。



■ 交流発表会の様子



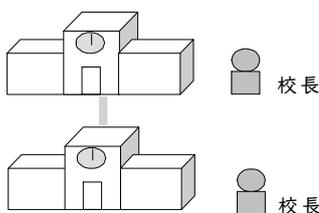
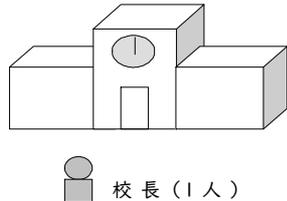
■ 特別支援学級との小中合同授業の様子
出典：文科省資料より

第Ⅱ章 基本構想

2 目指す学校のカタチ

(1) 学校形態

小中一貫教育校には「小中一貫型小学校(6年制)・中学校(3年制)」と「義務教育学校(9年制)」の2つの形態があり、比較した結果を次のとおりまとめます。

		小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
概念図		<p>中学校</p>  <p>小学校</p>	
教育課程等 (共通事項)		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成(目指す子ども像を共有する) ・新教科等の創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え・移行等の実施 ・教科担任制の導入(相互乗り入れ指導) 	
学校形態の特徴 ① 組織 ② 就業年限		<ul style="list-style-type: none"> ① 小学校・中学校として各々組織が独立 ② 小学校6年制、中学校3年制 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一つの組織 ② 9年制 ※学年段階の区切りとして4-3-2、5-4などの区切り設定も可。
名称		従来の小学校、中学校は廃止せず、鴻巣市学校設置及び管理条例にて小中一貫校の名称を規程	従来の小学校、中学校を廃止して設置する。 ※「義務教育学校」は法律上の学校の種類を表す名称。個別の学校名に「義務教育学校」を付ける必要はない。
第6学年 修了時	取扱	小学校の全課程修了	前期課程の修了
	証書 儀式	卒業証書 卒業式	修了証書 修了式
第7学年 開始時	取扱	入学	進学
	儀式	入学式	始業式
教員免許		小学校:小学校の教員免許状 中学校:中学校の教員免許状	小学校・中学校の教員免許状を両方有する者 ※当分の間は小学校の免許状で前期課程、中学校の免許状で後期課程の教諭になることができる。
指導上の工夫		小学校・中学校の兼務発令を行うことで、一貫校の教員として全児童・生徒に生活指導など行えるようにしている。	どの教員も義務教育学校の全児童・生徒に生活指導などを行うことができる (教職員の兼務発令は不要)。

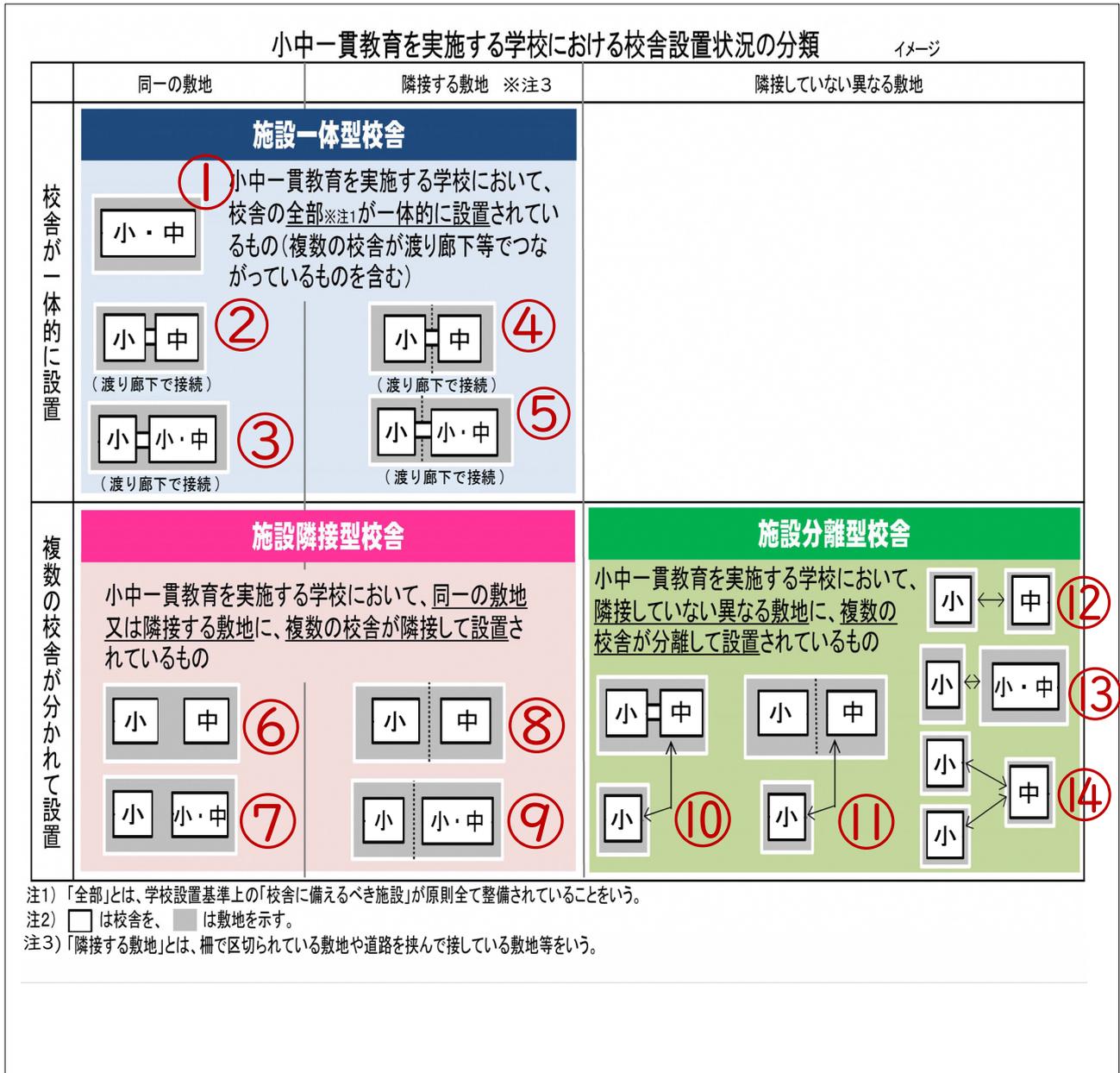


時代に合わせた特色のある教育と学校編成が可能なことを考慮し

小中一貫型小学校・中学校ではなく、本計画では「義務教育学校」とします。

(2) 校舎設置状況の分類

小中一貫教育を実施する学校における校舎設置状況の分類について、文部科学省資料によると、校舎の設置状況により14種類に分けられます。



第Ⅱ章 基本構想

(3)校舎配置比較

川里中学校敷地内に計画する場合には小・中学校の施設配置・構成の仕方により3種類が考えられ、それらを比較検討し小・中学校の施設配置・構成を次のとおり示します。

学校敷地内における校舎配置比較 ※番号は文部科学省資料による14種類の抜粋			
	敷地内施設一体型	敷地内施設分離型	
分類	① 小学校建設時に中学校含めた校舎として施設一体型で新設	② 新設の小学校と既存中学校を渡り廊下で接続	⑥ 新設の小学校と既存中学校を隣接して設置
イメージ図			
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・配置計画が最も自由であるため、多様な運営形態に対応ができる ・新たに現行法規で建設するため懸念事項はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校間の移動が容易で⑥より連携しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校校舎の改修が不要となり、当初の建設コストは少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の建設コストが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存中学校の改修が必要になる ・校舎は渡り廊下を介して一体となるが、新校舎と既存校舎でエリアが別れるため、小中一貫運営するには管理棟の配置の工夫が必要 ・既存中学校校舎に関しては不適格部分の改修や補強工事が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・別棟となるため小中学校一貫運営には工夫が必要 ・将来的には中学校の改修が必要であり、将来的なコストは増
総合判定	<ul style="list-style-type: none"> ・新設校としての構成面、小中一貫教育面でも最もメリットが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初建設コストを抑えた施設整備を行う場合には適しているが、校舎形態と運営方法の工夫が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の建設コストは少なくなるが、将来的なコスト増が想定されるとともに、小中一貫教育の面では利便性に欠ける

小学校と中学校の校舎を敷地内に新設し、施設一体型にすることで小・中学校の教職員の交流を活発にし、中学校の教員が小学校の音楽や英語などの授業を専科教員として行ったり、小学校の教員が学習につまずいている生徒への補習を行ったりするなど、児童・生徒の学びをより確かなものにして、保障することができます。

児童・生徒の交流により、総合的な学習の時間などにおいて児童・生徒が協力して調査・研究を実施し、学年段階に応じてより幅広く深い知識を得ることで、大きな成果や相乗効果が期待できると考えております。さらに小学校、中学校という枠組みを超えて異学年が交流し、お互いを尊重し、認め合い、相手を思いやり助け合うことで、豊かな心の育成につながります。



川里中学校の敷地内に配置し、本計画では「①小学校建設時に中学校を含めた校舎として施設一体型で新設」とします。

第Ⅲ章
基本計画

第三章 基本計画

I 規模設定

(I) 文部科学省基準による規模検討

文部科学省基準※1より、学級数に応じる校舎及び屋内運動場の必要面積を算定します。

この基準は、公立学校施設整備費国庫負担金等の交付に関する基準であり、この数値を参考とし、当該新設校の諸条件、教育方針等を考慮し学校規模を設定していきます。

本計画では開校予定となる令和11年度の見込人数と将来を見据え、適正規模とされている学級数での必要面積を算定します。

※1:公立学校施設整備費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年7月13日 18文科施第188号文部科学大臣裁定(最終改正 令和4年4月1日 3文科施第480号))

①小学校			
令和11年度見込 (令和6年2月1日現在で推計)			適正規模
児童数	472人		
学級数(N)	17学級		18学級
特別支援学級	2学級		2学級
計	19学級		20学級
(1) 校舎 (学級数に応じる校舎必要面積)			
普通教室	$3,881 + 187 \times (N-12) =$	$4,816 \text{ m}^2$	$5,003 \text{ m}^2$
特別支援学級	$2 \text{ 学級} \times 168 =$	336 m^2	336 m^2
計		$5,152 \text{ m}^2$	$5,339 \text{ m}^2$
多目的室及び少人数授業用教室 加算			
	$5,152 \times 1.180 =$	$6,079 \text{ m}^2$	$6,300 \text{ m}^2$
(2) 屋内運動場 (学級数に応じる屋内運動場必要面積)			
		$1,215 \text{ m}^2$	$1,215 \text{ m}^2$
■ 学級数に応じる校舎及び屋内運動場必要面積			
(1) + (2)	=	$7,294 \text{ m}^2$	$7,515 \text{ m}^2$
文部科学省基準			

第三章 基本計画

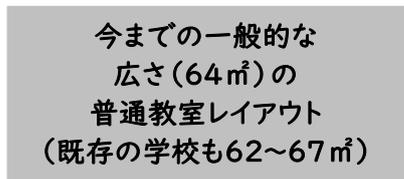
※1:公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年7月13日 18文科施第188号文部科学大臣裁定
(最終改正 令和4年4月1日 3文科施第480号))

②中学校		適正規模																											
令和11年度見込(令和6年2月1日現在で推計)																													
生徒数	249人																												
学級数(N)	8学級	9学級																											
特別支援学級	2学級	2学級																											
計	10学級	11学級																											
<p>(1) 校舎(学級数に応じる校舎必要面積)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">普通教室</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,181</td> <td style="width: 5%;">+</td> <td style="width: 5%; text-align: right;">324</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 15%;">(N-6)</td> <td style="width: 5%;">=</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,829 m²</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>特別支援学級</td> <td style="text-align: right;">2CR</td> <td></td> <td style="text-align: right;">×</td> <td></td> <td style="text-align: right;">168</td> <td style="text-align: right;">=</td> <td style="text-align: right;">336 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: right;">4,165 m²</td> <td style="text-align: right;">4,153 m²</td> </tr> </table>		普通教室	3,181	+	324	×	(N-6)	=	3,829 m ²		特別支援学級	2CR		×		168	=	336 m ²		計							4,165 m ²	4,153 m ²	4,153 m ²
普通教室	3,181	+	324	×	(N-6)	=	3,829 m ²																						
特別支援学級	2CR		×		168	=	336 m ²																						
計							4,165 m ²	4,153 m ²																					
<p>多目的室及び少人数授業用教室 加算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">4,165</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 5%; text-align: right;">1.105</td> <td style="width: 5%;">=</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,602 m²</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,960 m²</td> </tr> </table>			4,165	×	1.105	=	4,602 m ²		4,960 m ²	4,960 m ²																			
	4,165	×	1.105	=	4,602 m ²		4,960 m ²																						
<p>(2) 屋内運動場(学級数に応じる屋内運動場必要面積)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,138 m²</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,138 m²</td> </tr> </table>			1,138 m ²	1,138 m ²	1,138 m ²																								
	1,138 m ²	1,138 m ²																											
<p>■ 学級数に応じる校舎及び屋内運動場必要面積</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">(1)</td> <td style="width: 5%;">+</td> <td style="width: 5%; text-align: right;">(2)</td> <td style="width: 5%;">=</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">5,740 m²</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6,098 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">文部科学省基準</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(1)	+	(2)	=	5,740 m ²		6,098 m ²	文部科学省基準								6,098 m ²											
	(1)	+	(2)	=	5,740 m ²		6,098 m ²																						
文部科学省基準																													

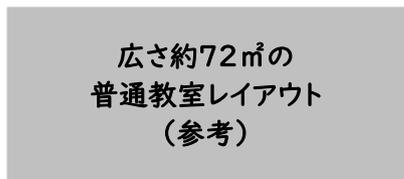
(2) 普通教室の検討

●広さの検討

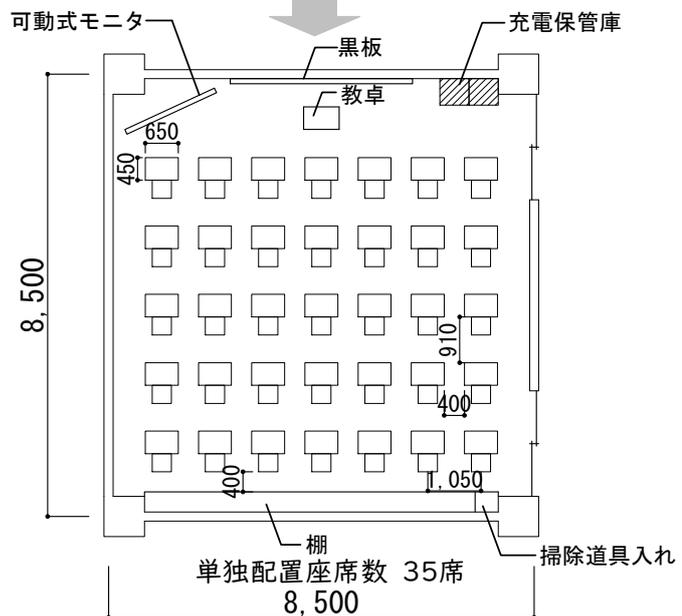
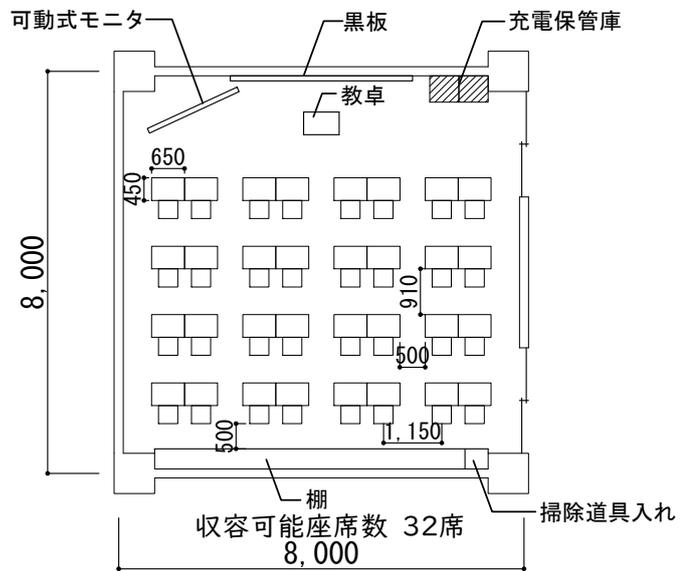
今まで一般的な普通教室のおおよその広さを64㎡と想定していましたが、情報端末を活用した多様な活動を展開するためには、空間的な余裕がない状況が発生しています。1人1台端末利用を想定し、机の大きさの規格も更新されており、本計画では72㎡程度を基準として、目指す教育に適合した教室環境の整備を図ります。



新JIS規格の机のレイアウトでは
35席の収容が困難



新JIS規格の机で単独席35席程度
のレイアウトが可能



●環境・設備の検討

コロナ禍を経て日常生活での感染症対策の必要性が高くなっています。教室の広さの再検討に加え、教室内の空調・換気など室内環境の整備も重要と考え以下について検討します。

- ・エアコン設置教室には機械換気設備を採用し、窓に頼らず常に新鮮な空気の入替を行える計画
- ・機械換気設備には全熱交換機を採用し、熱負荷を低く抑えた空調効率の高い空調計画
- ・中間期に自然換気を積極的に取り入れられる開口部の計画

また、ビル・エネルギー管理システム(BEMS)を導入し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るなどZEB化を含めて検討し、ランニングコストの削減と省エネルギーに配慮します。

(3) 特別教室の検討

小中一貫教育校を検討するに当たり、主に特別教室において児童・生徒の体格差など、配慮を要します。共用した場合の一般的なメリット、デメリットと配慮事項及び本計画の方針を次のとおり示します。

	小学校	中学校	一般的なメリット、デメリットと配慮事項	本計画の方針
1	音楽室	音楽室	<p>求められる教室の機能は同じであり、一般的に共用はデメリットが少ないといえます。普通教室にオープンスクール形式を採用した場合、音の問題で音楽室の利用頻度が高くなるので、配慮が必要です。また、使用する楽器が異なるため、準備室は十分な広さが必要となります。</p>	<p>移動距離が長くなることを考慮して、小学エリア中学エリアにそれぞれ1室計画します。</p>
2	図書室	図書室	<p>求められる教室の機能は同じであり、共用することで機能の充実、多くの書籍に触れる機会が増すなどメリットが多くなります。</p> <p>一方、蔵書の共用は難しいため、十分な書架スペースが必要となります。また、アクティブラーニングの拠点として位置付けられる事例が多く、この場合、閲覧スペースの拡充が望まれるため共用による床面積の削減効果は限定的となります。</p>	<p>校舎中央に図書室と、ICT教育を促進するための特別教室が一体となったメディアセンターを整備し、小中一貫教育の要となる位置付けとします。小・中学校の共用室として大空間のメディアセンターを計画します。</p>
3	家庭科室	被服室 調理室	<p>小・中学校共に授業数が少なく、また普通教室での座学で対応できる範囲も多いため、利用頻度の低い教室と言えます。また小規模な学校では、被服室と調理室を兼用するケースが多くあります。</p> <p>以上により、床面積の削減として共用化は有効であり、小中一貫教育校での実績も多いですが、高さ調整機能付き調理台を採用するなど、体格差への配慮が必要となります。</p>	<p>児童・生徒の体格差による調理台の問題もあることから、小学エリア中学エリアにそれぞれ1室計画します。</p>
4	理科室	理科室	<p>求められる教室の機能は同じであり、共用はデメリットが少ないといえます。ただし、授業数が多いことと、使用する器具に違いがあります。</p>	<p>授業数が多いため、移動距離が長い点は問題であり、小学エリアに2室、中学エリアに1室計画します。</p>

第三章 基本計画

	小学校	中学校	一般的なメリット、デメリットと配慮事項	本計画の方針
5	図工室	美術室	<p>求められる教室の機能は同じであり、授業数も少ないため、共用にはメリットもあります。</p> <p>ただし、使用する器具に違いがあり、安全への配慮が不可欠となります。近年は中学校の授業で大型の工具を使用する機会は減っており、工具棚の施錠管理程度で十分と言えます。準備室については、作品の一時保管など準備室は十分な広さが求められます。</p>	<p>移動距離が長くなることを考慮して、小学エリア中学エリアにそれぞれ1室計画します。</p>
6	多目的室	多目的室	<p>普通教室の予備教室や習熟度別教室として多目的室を設定した場合には、学年を考慮しつつ普通教室に近接して配置する必要があります。また机と椅子のサイズが異なるため、共用は困難です。一方、交流スペースや集会スペースとして位置付けた場合には、共有化は機能上も有効と考えられます。</p>	<p>普通教室に多目的スペースを隣接させてオープンスクール形式としての活用も検討します。</p> <p>小中一貫教育を考慮し、交流・集会スペースも兼ねた空間とします。ランチルーム兼用室としての利用も有効です。</p> <p>また、必要に応じて多目的室や多目的ホールの設置も計画し、交流の中心となるような空間の提案も行っていきます。</p>
7	屋内運動場	屋内運動場	<p>屋内運動場には、体育場として利用の他に、式典などを行うホールとしての利用も想定されているため、児童・生徒が一堂に会せる広いスペースが必要です。一方、児童と生徒の体格差にも配慮が必要で、可動間仕切りや区画ネットを2重で設置するなどの安全配慮が求められます。バスケットゴールは昇降式で対応可能ですが、児童用と生徒用のコートラインが混雑するため見難くなる懸念があります。</p>	<p>中学校用の屋内運動場は既存を改修して利用し、小学校専用室として新校舎に1室新設で計画します。</p>
8	コンピューター室		<p>OA機器の発達と、学校ICTの促進により、普通教室やコンピューター室などで同等の機能を補完できており、専用室としての配置は少なくなっています。</p> <p>メディアセンターとして一体的に計画することが多くなっています。</p>	<p>一般的な動向と同じように専用室の配置はなしとし、図書室等と連携したメディアセンターに必要機能を付加させます。</p>
9		技術室 (木工室)	<p>音や粉塵が出る授業が多く、設置場所への配慮が必要となります。中学校の授業で大型の工具を使用する機会は減っており、工具棚の施錠管理等で、安全を確保することはできなくはありませんが、小学校には図工室があり、あえて共用利用する必要性はないといえます。</p>	<p>中学エリアに1室計画します。</p>
10		武道場	<p>授業で武道場を利用する頻度は少なく、小学校の屋内運動場と共用することは可能です。この場合、柔道畳は体育館床に設置できる柔らかい専用畳とする方が望ましいです。</p>	<p>武道場は設置しない計画とします。</p>
<p>その他、生活科室、外国語教室、和室なども考えられる。</p>				

(4) 管理諸室の検討

主な管理諸室に関する考察と本計画の方針を次のとおり示します。

	諸室名	考察	本計画の方針
1	職員室	小中一貫教育では、教職員の横断的な連携が求められます。施設一体型小中一貫教育校の場合、一体的な計画とすることが一般的ですが、隣接型や分離型で別々に職員室を計画する場合でも、運営面の考え方により評価に違いが生じます。また、一体的な計画とした場合でも、部屋の広さは削減することは難しく、1.5～2教室数の広さを2校分必要となります。単純な面積確保とした場合、横長な部屋形状となるため、配置を工夫して、使いやすい形状を検討する必要があります。	小学校と中学校の一体的な計画が望ましいといえます。 施設全体を一貫管理できるように校舎の中央に配置します。
2	校長室	小中一貫教育の場合、小学校と中学校にそれぞれ校長を配置する「小中一貫型小学校・中学校」と、校長を1名としたひとつの組織とした「義務教育学校」があります。どちらのスタイルとするかによって、必要な部屋数が決定します。	義務教育学校を目指しており、校長室は1室の計画とします。
3	保健室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。ただし、近年は保健室登校など保健室に求められる機能は増えており、十分な広さとカウンセリング室などの併用が望まれます。	小学エリアと中学エリアの2室計画とします。
4	事務室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。職員室と一体的に計画することも多くありますが、出入口を分散配置する場合には、事務室を単独設置することも多くあります。	施設全体を一貫管理できるように1室計画します。 小学エリアと中学エリアで出入口を分散配置するので、職員室と分けて事務室を単独設置する計画とします。
5	給食室 ・ 配膳室	給食室を設置するか、センター方式とするかは基本設計を策定するまでに検討する必要があります。	配膳室は各階に設置し、専用エレベーターも設置します。
6	会議室	施設一体型小中一貫教育校では、一体的に整備している事例がほとんどです。単独校より職員数が多いため、全職員が入れる広さが求められますが、常時必要な部屋ではないため、他の部屋との共用も検討が必要です。	必要に応じて小学エリアと中学エリアにそれぞれ計画とします。 小中合同会議は多目的室(ランチルーム)や余裕教室などの利用も考慮します。 学年単位の会議や少人数での打合せの対応も検討します。

第Ⅲ章 基本計画

	諸室名	考察	本計画の方針
7	湯沸室	管理諸室の配置や運営形態に合わせて配置する。分散されている場合は必要に応じて複数計画すること考えられます。	1室計画とします。
8	職員更衣室	小学校と中学校の管理諸室を一体的な計画とするか、別々に計画するかによって必要室数が決まります。	男女1室ずつの計画とします。
9	放送室	校内放送等を行う部屋。グラウンドに面して設けます。	1室計画とします。
10	教材室 (資料室)	教材、教具及び児童・生徒の作品等を種類に応じ、分類して保管、管理します。	校舎が広いので分散して複数箇所に計画します。用途・エリアによって使い分けも考慮します。
11	相談室	児童・生徒、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した部屋とします。	小学エリアと中学エリアの2室計画とします。
12	印刷室	資料等の印刷を行う部屋。職員室に近接して設けます。	1室計画とします。

(5) 屋外施設の検討

本計画の方針を次のとおり示します。

	屋外施設の種類	本計画の方針		屋外施設の種類	本計画の方針
1	200mトラック	陸上運動系としては、200m以上のトラックと直線100m走路が必要となります。	10	駐車場	敷地外に小・中学校の教職員や来校者用として確保します。送迎などの利用を考慮し、合理的な位置に駐停車スペースの整備を検討します。
2	サッカーグラウンド	体育授業等での利用を想定します。200mトラックとの兼用設置の事例も多くあります。 サイズ：45～90m×90～120m	11	駐輪場	現況の駐輪場と同程度の台数を想定します。
3	野球グラウンド	体育授業等での利用を想定します。	12	バスロータリー	児童登下校用のスクールバスは、3台程度の乗降スペースを確保します。
4	テニスコート	3面設置し、体育授業等での利用を想定します。周囲にフェンスを設置します。	13	部室	現在の利用状況を考慮して、必要規模を想定します。
5	第2グラウンド	児童が安全に体育の授業を行う広場としての利用を想定します。	14	屋外トイレ	屋外トイレを整備します。
6	中庭・テラス	小学エリア中学エリアそれぞれの専用庭として校舎に面して整備します。年齢や用途により複数箇所の設置が望まれます。	15	屋外倉庫	現況の設置状況、収納内容を整理し、整備します。
7	遊具広場	授業での活用のほか、休み時間に児童の遊び場としても利用されるので、小学校校舎に近接した位置に配置が望ましいといえます。	16	廃棄物保管庫	現況の設置状況、収納内容を整理し、整備します。
8	アプローチ広場	正門から昇降口へ向けて安全に通行できる通路が必要になります。小学エリアと中学エリアとの行き来に配慮した整備とします。	17	飼育小屋	飼育する動物の種類や管理体制を協議の上、必要性を検討します。
9	プール	小学校の授業用としてプールを設置します。	18	菜園	規模や活用方法等を協議し、必要性を検討します。

(6) 共用部の検討

本計画の方針を次のとおり示します。

	共用部の種類	本計画の方針		共用部の種類	本計画の方針
1	エレベーター	怪我や車いす使用者で階段が使用できない児童・生徒のために、また災害拠点としての役割を踏まえ、高齢者、障がい者等の利用に配慮し、バリアフリーに対応した配置、仕様とします。給食用は別に整備します。	4	昇降口 ・ 玄関	小学エリアと中学エリアで昇降口を別けて計画します。 車いすを利用した方の移動に支障のないバリアフリー構造とします。 職員・来賓用玄関を児童・生徒昇降口とは別に設けます。 開放的で明るい空間整備とします。 昇降口前面には、傘の利用を考慮した空間を確保します。
2	階段 ・ 廊下	小学校、中学校のそれぞれの基準を満たした階段を計画します。手摺や展示ブロック等を適切に設けバリアフリーに配慮します。 廊下は児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保します。分かり易い動線計画とし、円滑な避難ルートを確保します。明るく使いやすい計画とします。	5	トイレ ・ 手洗い場	明るく清潔感のある仕様とします。 児童・生徒が利用しやすいよう、教室に隣接した位置に配置します。また、災害拠点としての役割を踏まえ、高齢者、障がい者等の利用に配慮したバリアフリートイレを一体的に配置します。 教職員用や来賓用のトイレは、児童用とは別に管理ゾーンに配置します。 手洗いや水呑場は、できる限り普通教室に面した位置に配置します。
3	多目的ホール	学年集会、レクリエーション、特別授業、講演会などを行うホールとしての利用を想定しているため、大人数が集まれる広いスペースが必要です。 幅広い活用方法に対応できるような内装、音響、照明などを整備します。			

(7) 所要室の規模設定

前述の各教室等の規模設定、統合する小学校3校の所要室の現況等を考慮し、校舎の所要室の規模設定を行います。

※ここに示す諸室等については、具体的な設計段階で詳細な施設規模等の検討を行います。

諸室名	室数面積		備考
普通教室・特別支援教室（小学生）			
普通教室	18室	1,296㎡	1室＝72㎡ 想定
特別支援教室	2室	72㎡	1室＝72㎡/2 想定
通級指導教室	1室	36㎡	
普通教室・特別支援教室（中学生）			
普通教室	9室	648㎡	1室＝72㎡ 想定
特別支援教室	2室	72㎡	1室＝72㎡/2 想定
通級指導教室	1室	36㎡	
特別教室・多目的教室（小学生）			
音楽室	1室	180㎡	準備室含む
家庭科室	1室	144㎡	準備室含む
理科室	2室	288㎡	準備室含む
図工室	1室	144㎡	準備室含む
多目的室・多目的スペース	6室	648㎡	計画内容により室数調整とする (72㎡×6室+36㎡×6箇所 想定) ※多目的スペース（教室前廊下）
生活科室	1室	72㎡	
児童会室	1室	36㎡	
プレイルーム	1室	72㎡	
少人数教室・学習室	6室	216㎡	計画内容により室数調整とする (36㎡×6室 想定)
特別教室・多目的教室（中学生）			
音楽室	1室	180㎡	準備室含む
被服室・調理室	1室	144㎡	準備室含む
理科室	1室	144㎡	準備室含む
美術室	1室	144㎡	準備室含む
多目的室・多目的スペース	3室	216㎡	計画内容により室数調整とする (72㎡×3室 想定)
技術室(木工室)	1室	180㎡	準備室含む
生徒会室	1室	36㎡	
少人数教室・学習室	3室	108㎡	計画内容により室数調整とする (36㎡×3室 想定)

第Ⅲ章 基本計画

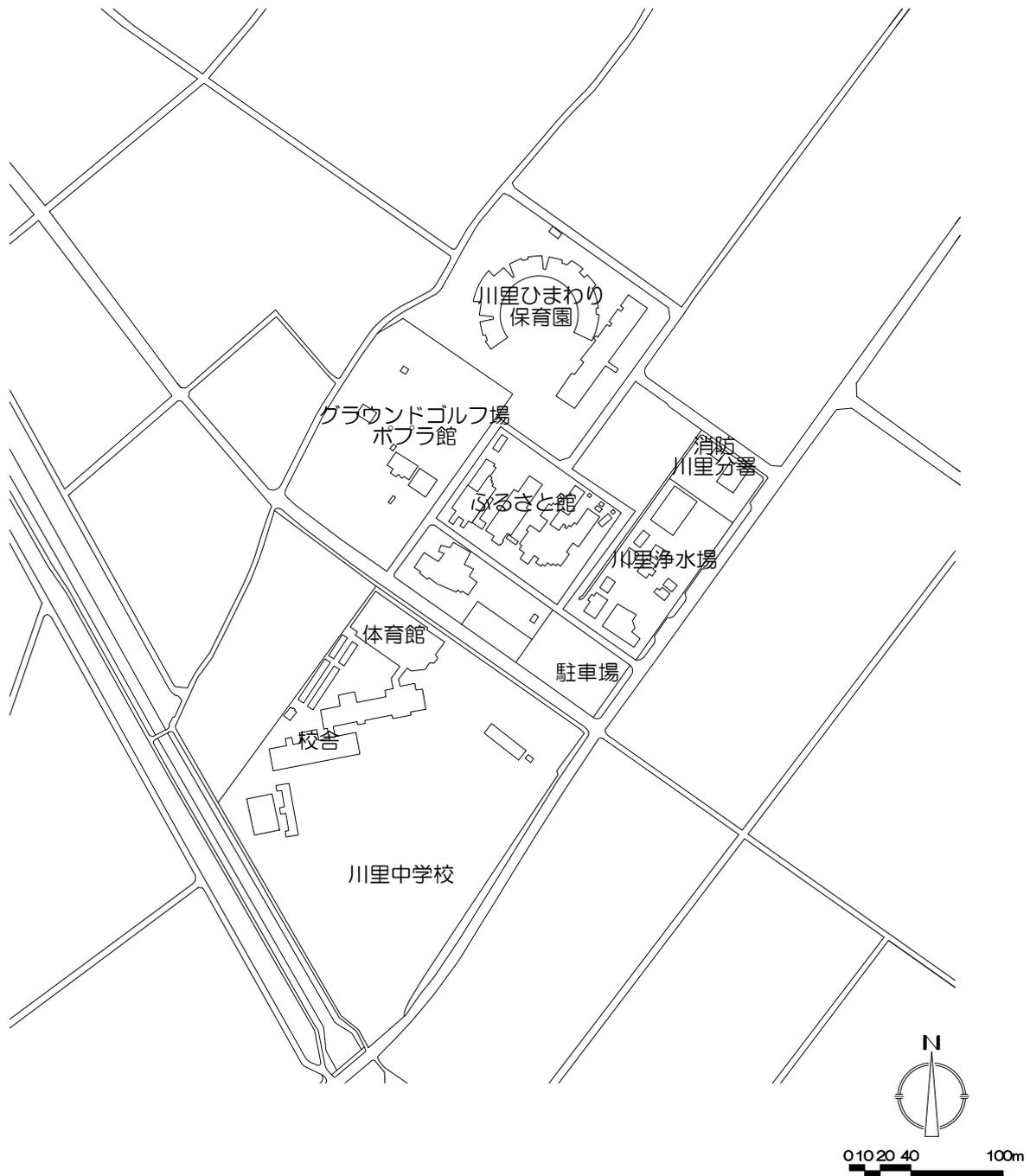
共用室			
メディアセンター	1室	360㎡	計画内容により面積調整とする
ランチルーム	1室	216㎡	計画内容により面積調整とする
管理諸室			
職員室	1室	288㎡	
校長室	1室	36㎡	
保健室	2室	144㎡	
事務室	1室	36㎡	
配膳室	3室	108㎡	計画内容により室数調整とする
給食室	1室	550㎡	計画内容により面積調整とする
会議室	2室	144㎡	
湯沸室	1室	36㎡	
職員更衣室	2室	72㎡	
放送室	1室	36㎡	
教材室（資料室）	4室	144㎡	計画内容により室数調整とする
相談室	2室	72㎡	
倉庫（物置）	適宜		
印刷室	1室	36㎡	
PTA（CS）室	1室	37㎡	
書庫	1室	37㎡	
運動関連			
屋内運動場（小学生）	1室	約800㎡	体育ホール・更衣室・器具庫 備蓄倉庫等含む
屋内運動場（中学生）※既存改修	1室	約1,544㎡	体育ホール・更衣室・器具庫 備蓄倉庫等含む
共用部			
エレベーター		適宜	
昇降口・玄関		適宜	
階段・廊下		適宜	
トイレ・手洗い場		適宜	
多目的ホール		適宜	

屋外施設		
グラウンド	約22,000㎡～28,000㎡	200mトラック・第2グラウンド・サッカーグラウンド・野球グラウンド
テニスコート	約2,200㎡	コート3面
中庭・テラス・広場等	適宜	
プール	約900㎡	小学校用
駐車場	適宜	
駐輪場	適宜	約300台
バスロータリー	適宜	
部室	約200㎡	
屋外トイレ	適宜	
屋外倉庫	適宜	
廃棄物保管庫	適宜	
飼育小屋	適宜	
菜園	適宜	
その他		
放課後児童クラブ	※計画地内配置を予定。複合化も検討。	

2 配置計画

(1) 配置計画の考え方

- ・敷地の特性及び自然環境、教育環境に配慮した配置計画とします。
- ・適正規模の敷地面積・グラウンド面積が確保できるように、敷地拡幅の検討も行い総合的に配置の計画を行います。
- ・グラウンドは出来るだけ整形に確保するとともに適切な緑化計画を行います。
- ・児童・生徒の安全性に配慮した外部動線計画とします。
- ・周辺環境への影響に配慮した配置計画とします。



第Ⅲ章 基本計画

(2) 土地利用の比較検討

隣地及び周辺施設を含めた土地利用計画を次のとおり比較検討します。

A案 既存敷地内で計画した場合																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広さ</td> <td>×</td> <td>・敷地が狭いため施設密度が高くなり、余裕のある配置構成が難しい ・狭いグラウンドしか整備できない ・駐車場の確保が困難</td> </tr> <tr> <td>コスト</td> <td>◎</td> <td>・敷地拡張を行わないため土地購入費が不要 ・外構面積が狭いため工事費が安く抑えられる</td> </tr> <tr> <td>利便性</td> <td>×</td> <td>・人数と規模に対して敷地が狭いので使い勝手が悪い ・グラウンドが狭いため、部活や体育の授業で工夫が必要になる</td> </tr> <tr> <td>周辺施設</td> <td>◎</td> <td>・既存施設の廃止や移転の必要はない</td> </tr> <tr> <td>安全性</td> <td>○</td> <td>・道路横断等の必要がない ・小中の動線が混在する</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>△</td> <td>・コスト面では最も良いが、敷地が狭く利便性が悪い ため新設校の敷地としてはふさわしくないと判断した</td> </tr> </tbody> </table>	評価		広さ	×	・敷地が狭いため施設密度が高くなり、余裕のある配置構成が難しい ・狭いグラウンドしか整備できない ・駐車場の確保が困難	コスト	◎	・敷地拡張を行わないため土地購入費が不要 ・外構面積が狭いため工事費が安く抑えられる	利便性	×	・人数と規模に対して敷地が狭いので使い勝手が悪い ・グラウンドが狭いため、部活や体育の授業で工夫が必要になる	周辺施設	◎	・既存施設の廃止や移転の必要はない	安全性	○	・道路横断等の必要がない ・小中の動線が混在する	総合評価	△	・コスト面では最も良いが、敷地が狭く利便性が悪い ため新設校の敷地としてはふさわしくないと判断した
	評価																				
	広さ	×	・敷地が狭いため施設密度が高くなり、余裕のある配置構成が難しい ・狭いグラウンドしか整備できない ・駐車場の確保が困難																		
	コスト	◎	・敷地拡張を行わないため土地購入費が不要 ・外構面積が狭いため工事費が安く抑えられる																		
	利便性	×	・人数と規模に対して敷地が狭いので使い勝手が悪い ・グラウンドが狭いため、部活や体育の授業で工夫が必要になる																		
	周辺施設	◎	・既存施設の廃止や移転の必要はない																		
	安全性	○	・道路横断等の必要がない ・小中の動線が混在する																		
総合評価	△	・コスト面では最も良いが、敷地が狭く利便性が悪い ため新設校の敷地としてはふさわしくないと判断した																			
<p>【凡例】 : 既存川里中学校の敷地</p>																					

B案 隣地を拡張した場合																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広さ</td> <td>○</td> <td>・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満せる程確保できない</td> </tr> <tr> <td>コスト</td> <td>△</td> <td>・土地購入の費用がかかる</td> </tr> <tr> <td>利便性</td> <td>◎</td> <td>・必要な施設整備が十分整備ができ、1敷地内で学校運営が完結できる</td> </tr> <tr> <td>周辺施設</td> <td>◎</td> <td>・既存施設の廃止や立替の必要はない</td> </tr> <tr> <td>安全性</td> <td>◎</td> <td>・道路横断等の必要がない</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>◎</td> <td>・駐車場の課題は残るが、比較する4つの案の中で広さとコストのバランスが最も良いと評価した ・利便性も良く、1敷地で完結するので安全性も高い</td> </tr> </tbody> </table>	評価		広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満せる程確保できない	コスト	△	・土地購入の費用がかかる	利便性	◎	・必要な施設整備が十分整備ができ、1敷地内で学校運営が完結できる	周辺施設	◎	・既存施設の廃止や立替の必要はない	安全性	◎	・道路横断等の必要がない	総合評価	◎	・駐車場の課題は残るが、比較する4つの案の中で広さとコストのバランスが最も良いと評価した ・利便性も良く、1敷地で完結するので安全性も高い
	評価																				
	広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満せる程確保できない																		
	コスト	△	・土地購入の費用がかかる																		
	利便性	◎	・必要な施設整備が十分整備ができ、1敷地内で学校運営が完結できる																		
	周辺施設	◎	・既存施設の廃止や立替の必要はない																		
	安全性	◎	・道路横断等の必要がない																		
総合評価	◎	・駐車場の課題は残るが、比較する4つの案の中で広さとコストのバランスが最も良いと評価した ・利便性も良く、1敷地で完結するので安全性も高い																			
<p>【凡例】 : 既存川里中学校の敷地 : 土地購入により拡張する範囲</p>																					

C案 グラウンドゴルフ場側の土地を利用した場合																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広さ</td> <td>○</td> <td>・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない</td> </tr> <tr> <td>コスト</td> <td>○</td> <td>・既存の市有地の活用によりコストが抑えられる</td> </tr> <tr> <td>利便性</td> <td>△</td> <td>・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる</td> </tr> <tr> <td>周辺施設</td> <td>×</td> <td>・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要になる可能性がある</td> </tr> <tr> <td>安全性</td> <td>×</td> <td>・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>△</td> <td>・十分な広さが確保できるが、グラウンドゴルフ場の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した</td> </tr> </tbody> </table>	評価		広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない	コスト	○	・既存の市有地の活用によりコストが抑えられる	利便性	△	・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる	周辺施設	×	・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要になる可能性がある	安全性	×	・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる	総合評価	△	・十分な広さが確保できるが、グラウンドゴルフ場の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した
	評価																				
	広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない																		
	コスト	○	・既存の市有地の活用によりコストが抑えられる																		
	利便性	△	・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる																		
	周辺施設	×	・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要になる可能性がある																		
	安全性	×	・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる																		
総合評価	△	・十分な広さが確保できるが、グラウンドゴルフ場の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した																			
<p>【凡例】 : 既存川里中学校の敷地 : 市が所有する土地を転用する範囲</p>																					

D案 ふるさと館側の土地を利用した場合																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広さ</td> <td>○</td> <td>・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない</td> </tr> <tr> <td>コスト</td> <td>△</td> <td>・C案と比較すると、既存施設の解体費用がかかる</td> </tr> <tr> <td>利便性</td> <td>△</td> <td>・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる</td> </tr> <tr> <td>周辺施設</td> <td>×</td> <td>・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要となる可能性がある</td> </tr> <tr> <td>安全性</td> <td>×</td> <td>・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>△</td> <td>・十分な広さが確保できるが、ふるさと館内の施設の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した</td> </tr> </tbody> </table>	評価		広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない	コスト	△	・C案と比較すると、既存施設の解体費用がかかる	利便性	△	・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる	周辺施設	×	・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要となる可能性がある	安全性	×	・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる	総合評価	△	・十分な広さが確保できるが、ふるさと館内の施設の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した
	評価																				
	広さ	○	・十分な広さが確保できるが、駐車場は敷地内で必要台数を満たせる程確保できない																		
	コスト	△	・C案と比較すると、既存施設の解体費用がかかる																		
	利便性	△	・第2グラウンドを利用する際に道路横断が必要になる																		
	周辺施設	×	・既存施設に影響があり、移転や代替施設が必要となる可能性がある																		
	安全性	×	・道路を挟んだ敷地利用になるため道路横断が必要になる																		
総合評価	△	・十分な広さが確保できるが、ふるさと館内の施設の移転や代替施設の検討が必要となり、また、道路を挟んだ敷地設定であるため、安全面でも課題があると判断した																			
<p>【凡例】 : 既存川里中学校の敷地 : 市が所有する土地を転用する範囲</p>																					

第三章 基本計画

(3) 配置の比較検討

前項B案の土地利用計画をもとに、新設校舎の配置を次のとおり比較検討します。

	1案 北側校舎配置 4F	2案 南側校舎配置 4F		
配置イメージ	<p>※放課後児童クラブは敷地外に計画</p>			
①日照・採光	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室の南東側採光の確保 特別教室が南側に面しない 	○	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室の南東採光の確保はできるが、グラウンドは日影となる 特別教室が南側に面しない 	△
②動線	<ul style="list-style-type: none"> バスロータリーの位置が校舎から遠い 4階建てになるため縦動線が長い 	△	<ul style="list-style-type: none"> 校舎から既存体育館までの動線が長い 既存体育館が離れるため管理がしにくい 	△
③建設コスト	<ul style="list-style-type: none"> 4階建てになるため階段、廊下の面積が増え、建設コストは割高 	×	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな設計が可能で校舎の建設コストは抑えられる 既存体育館まで渡り廊下を設置する場合はコスト割増になる 	△
④グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 十分な広さが確保できる 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 十分な広さが確保できる 北側グラウンドとなるため、北風の影響を受ける 	△
⑤配置計画	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな校舎配置 平面的な広がりがないため、小学校と中学校のゾーニングが明確化しづらく混在する可能性が懸念される 	○	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室が道路に面するため、視線や騒音の配慮が必要 南側正門となる 	△
総合評価	○		△	

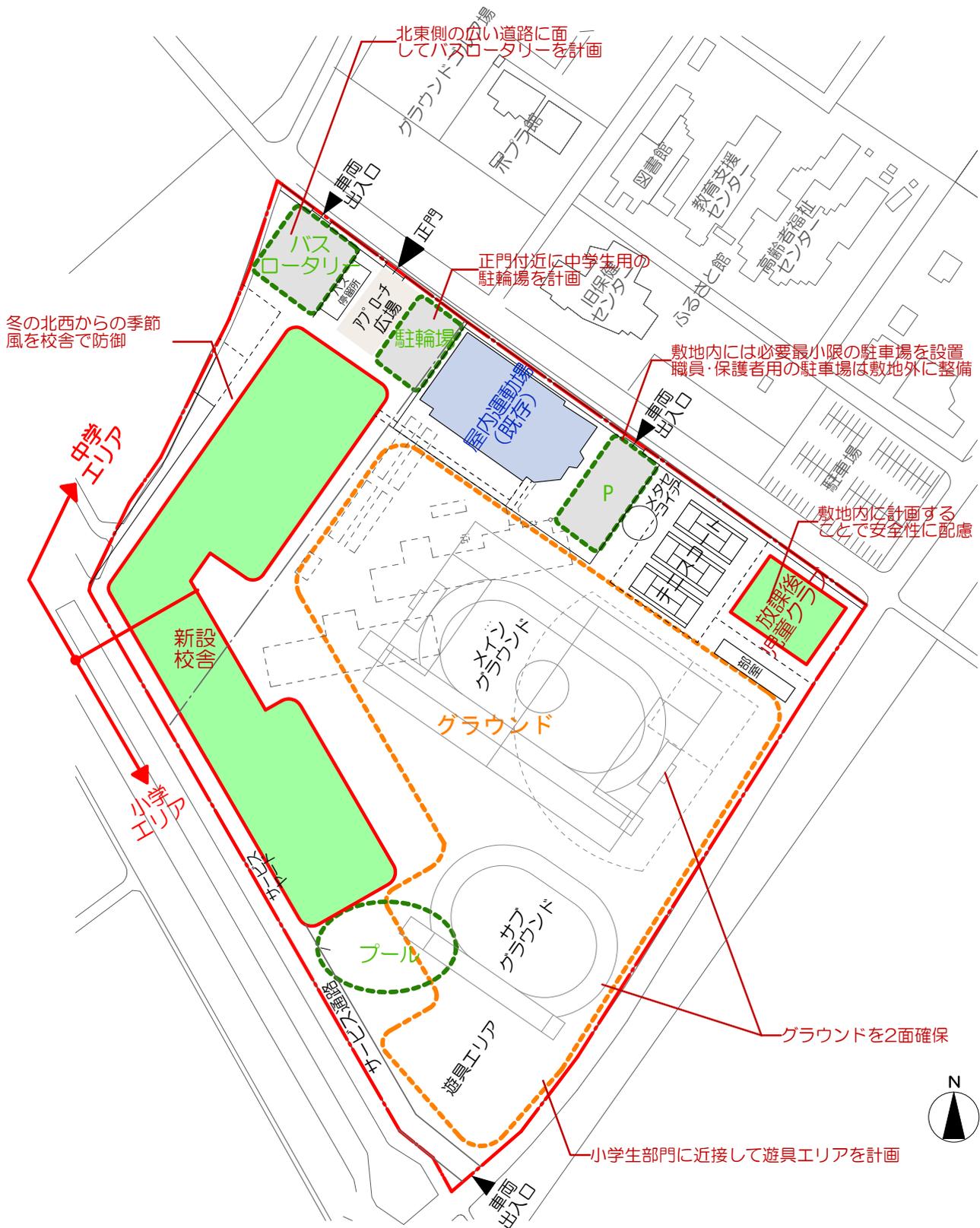
凡例

: 解体建物	: 既存改修	: 新設校舎	: 駐車場
: グラウンド範囲	: 外部施設範囲	: 出入口	

	3案 北西-南西側校舎配置 2F・3F	4案 北側校舎+既存校舎改修配置 4F
配置イメージ		<p>※放課後児童クラブは敷地外に計画</p>
①日照・採光	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室の南東採光の確保 特別教室が南側に面しない 	<ul style="list-style-type: none"> 既存校舎の日影の影響を考慮し隣塔間隔の確保が必要 新設校舎の特別教室が南側に面しない
②動線	<ul style="list-style-type: none"> 小学生と中学生の動線を明確に分けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の動線計画が複雑 新校舎からグラウンドまでの動線確保に工夫が必要 渡り廊下と棟数が多いため管理がしにくい
③建設コスト	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が小さいため建設コストは抑えられる 建築面積が大きいため発生土処分費が割増になる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存校舎を改修して使用されるため当初の建設コストは抑えられるが、将来的には改修が必要となりコスト増も想定される
④グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 十分な広さが確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存中学校グラウンド程度の広さしか確保できない
⑤配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 中学校と小学校のゾーニングを明確にしやすい 既存校舎近接する部分があるので工事中の配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に不正形な死角が増える 渡り廊下が多いため上下足の混在が懸念される
総合評価		

(4) 配置計画のイメージ

「(1) 配置計画の考え方」「(2) 土地利用の比較検討」「(3) 配置の比較検討」を考慮し、配置計画のイメージを次のとおり示します。



3 平面計画

(1) 平面計画の考え方

1) 児童・生徒のことを第一に考えた平面計画

- ・児童・生徒の移動がしやすくわかりやすい動線計画とします。
- ・明るく、開放的で居心地のよい空間の創出を目指します。

2) 高機能かつ柔軟な計画

- ・学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応できる計画とします。
- ・将来の変化に対応できるフレキシビリティの高い施設とします。
- ・普通教室に面してワークスペースを配置し、多様な学習形態に対応できる計画とします。

3) 児童・生徒に配慮した特別支援教室

- ・安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保します。
- ・普通学級の児童・生徒との交流、共同学習がしやすい計画とします。
- ・教材室を確保し、きめ細やかな対応が可能な計画とします。

4) 特徴ある特別教室を創出

- ・図書室とICT教育を促進するための特別教室が一体となったメディアセンターを整備し、様々な学習を支援する機能を確保します。
- ・家庭科室とランチルーム、配膳室とを連携させ、交流の場、食育の場、発表の場など、多様な利用を想定した計画とします。
- ・地域交流や世代間交流を考慮した計画とします。

5) 校舎と一体化した屋内運動場

- ・校舎と一体的に計画し、各種行事、発表等で利用しやすい計画とします。
- ・器具庫、更衣室、トイレ、備蓄倉庫と連携した計画とします。
- ・地域開放に配慮した計画とします。
- ・避難所としての利用を想定した計画とします。
- ・屋内運動場には空調機を整備します。

6) 安全・安心に配慮した管理諸室

- ・管理諸室はまとまりのある計画とし、職員動線に配慮します。
- ・職員室からアプローチ広場や昇降口、登下校門、グラウンドが望める配置とし、安全・安心に配慮した計画とします。
- ・管理エリアに談話スペースを確保し、児童・生徒と職員、職員同士の交流が可能な計画とします。

7) 安全・防犯対策

- ・職員室等の管理諸室から校庭等の見守りに配慮した計画とします。
- ・避難しやすい平面計画とします。

8) ユニバーサルデザインに配慮

- ・誰もが利用しやすいデザインを目指します。
- ・バリアフリーに配慮した誰一人取り残さない施設計画とします。



■居心地よくくつろぎながら学べる置コーナー



■ワークスペースの一角にある小さな空間



■多様な学習に応じた多目的なスペース



■多様な空間として活用できる屋内運動場



■相談しやすいオープンな職員室

出典：文部科学省資料より

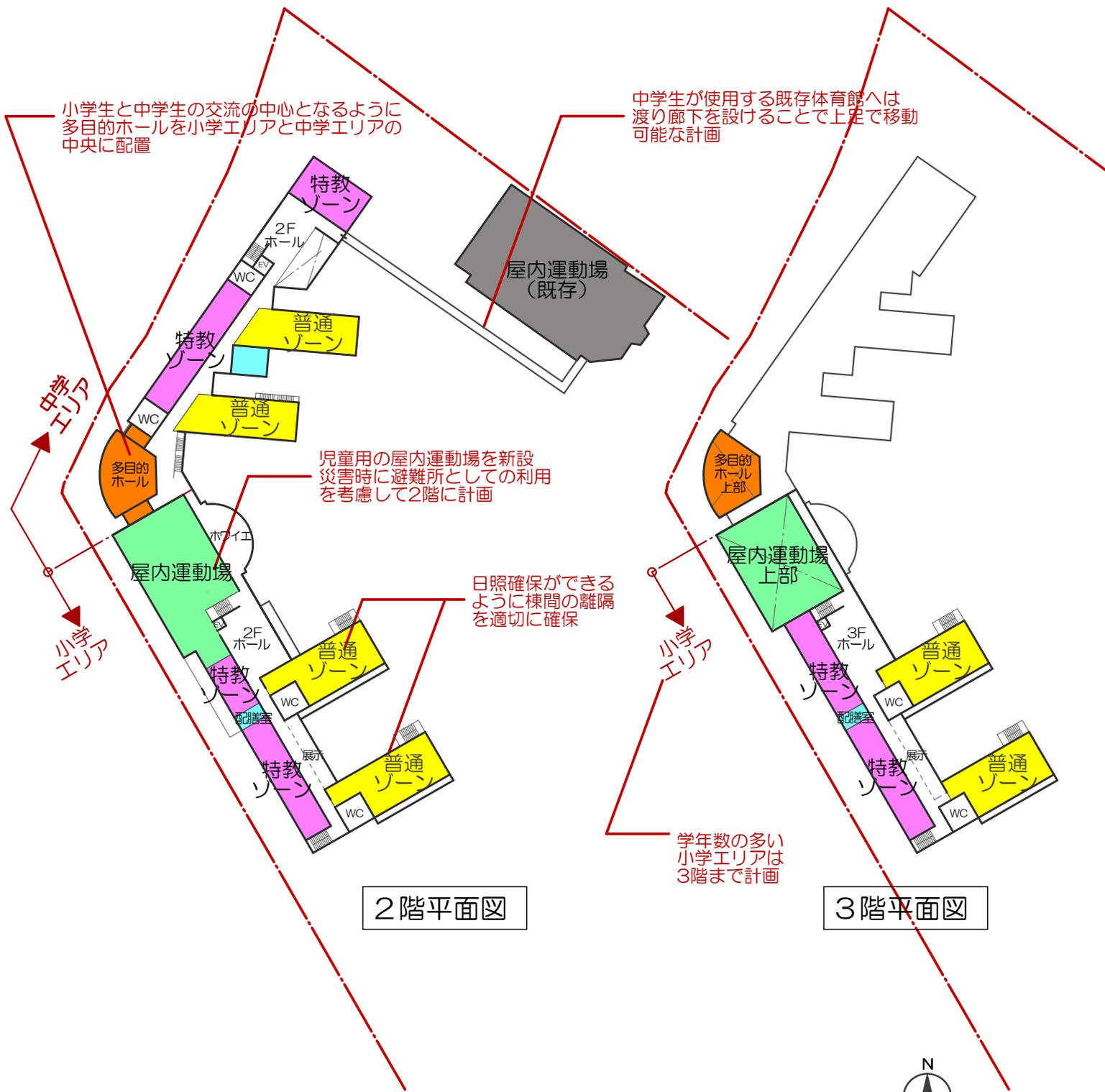
(2) 平面計画の施設構成図

※現時点での案であり、今後の検討に伴い変更の可能性があります。

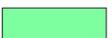
「(1) 平面計画の考え方」を考慮し、平面計画の施設構成を次のとおり示します。



1階平面図兼配置図



凡例

	普通教室ゾーン		管理ゾーン		地域交流ゾーン		出入口
	特別教室ゾーン		運動ゾーン				出入口(車)

第三章 基本計画

普通教室ゾーンは学年ごとのゾーニングとして、普通教室、多目的スペース、教材室、倉庫、トイレをセットで構成

普通教室に面してワークスペースを配置し多様な学習形態に対応



■複数の教室とオープンスペースによってユニット化されたワークスペース

普通教室の日照確保のため隣塔間隔を確保すると同時に、空いたスペースを芝生広場や花壇、菜園などに活用

普通ゾーンの廊下には、屋外階段を設置し二方向避難の経路を確保

普通教室は南向きとするほか、学年毎のまとまりに配慮

■学習内容にあった利用ができる特別教室



小学エリアと中学エリアの普通教室ゾーンに近接してそれぞれの特別教室を配置



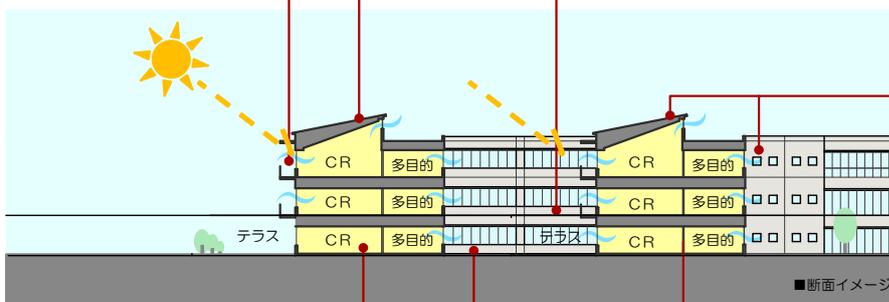
普通教室廻り平面イメージ

南向きの屋根には太陽光パネルを設置

夏の日差しを遮り冬の日差しを取入れる庇とバルコニーを設置

テラスを介して自然採光自然通風を確保

外壁・屋根を高断熱化



■断面イメージ

下層階を低学年、上層階を高学年とし避難計画に配慮

可動間仕切りを開けることによって教室とオープンスペースを一体的に利用

十分な隣塔間隔を確保し普通教室の日照を確保

断面イメージ

第三章 基本計画

(3) イメージパース





4 環境配慮計画

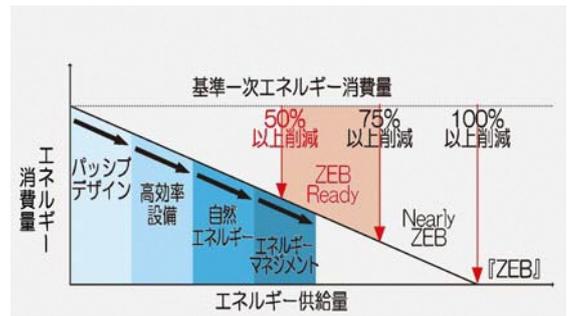
鴻巣市環境基本計画に則った計画とします。

1) 環境配慮計画の基本的な考え方

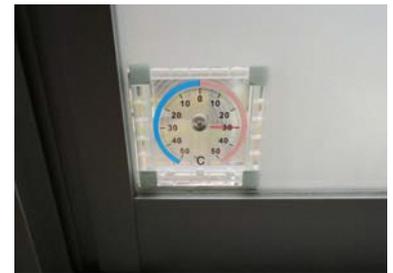
- ・SDGs (持続可能な開発目標) の目標との関係性を考慮し、地球温暖化対策、ごみの発生抑制、公害の防止、自然環境の保全、協働のまちづくりなど、近年の動向を踏まえた計画とします。

2) 学校ZEB化を検討

- ・学校施設のゼロエネルギー化に向けて、ビル・エネルギー管理システム(BEMS)を導入し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るなどZEB化を含めて検討し、ランニングコストの削減と省エネルギーに配慮したエコな学校を目指します。
- ・エネルギーの「見える化」や仕組みの体感を通し、環境教育に活かした計画とします。
- ・災害時における建物機能や室内環境の維持に活用できる計画とします。



■ZEBの概念図



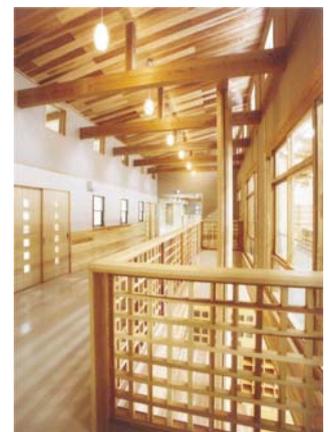
■エネルギーの「見える化」のイメージ

3) 景観に配慮

- ・周辺環境に配慮した建物構成とします。
- ・風景に馴染む、落ち着いた色調の外観計画とします。
- ・四季の移り変わりを体感できる景観を創出し、自然と共生した計画とします。

4) 仕上げ計画

- ・内装に木質化を取り入れ、環境にも利用者にもやさしい空間を創出します。
- ・汚れにくく傷みにくい、長く使用し続けられる仕上げ材を選定します。
- ・エコマテリアルやリサイクル材の採用を検討します。



■木質化のイメージ

第三章 基本計画

5 防災計画

鴻巣市地域防災計画に則った計画とします。

(1) 避難所機能

- ・災害時を想定して、防災備蓄倉庫の設置場所を検討します。
- ・かまどベンチやマンホールトイレ、防災井戸の設置等を検討します。
- ・電力の供給がストップした時の対策として、自家発電設備等の設置を検討します。
- ・自然エネルギーを活用したシステムを検討します。
- ・避難所運用との連携に配慮します。

■災害対応設備の参考イメージ



■太陽光発電パネル付通路



■防災井戸



■簡易トイレ



■マンホール付便槽



■かまどベンチ
(平常時)



■かまどベンチ
(災害時)

(2) 地震対策

- ・災害発生時や非常時において命を守る施設とするために、構造体の耐震安全性確保、非構造部材や建築設備の耐震化を行います。
- ・家具類の転倒・移動等が発生しない地震対策を行います。
- ・窓ガラスには強化ガラス及び飛散防止フィルムを採用する等、ガラスの安全性を確保します。

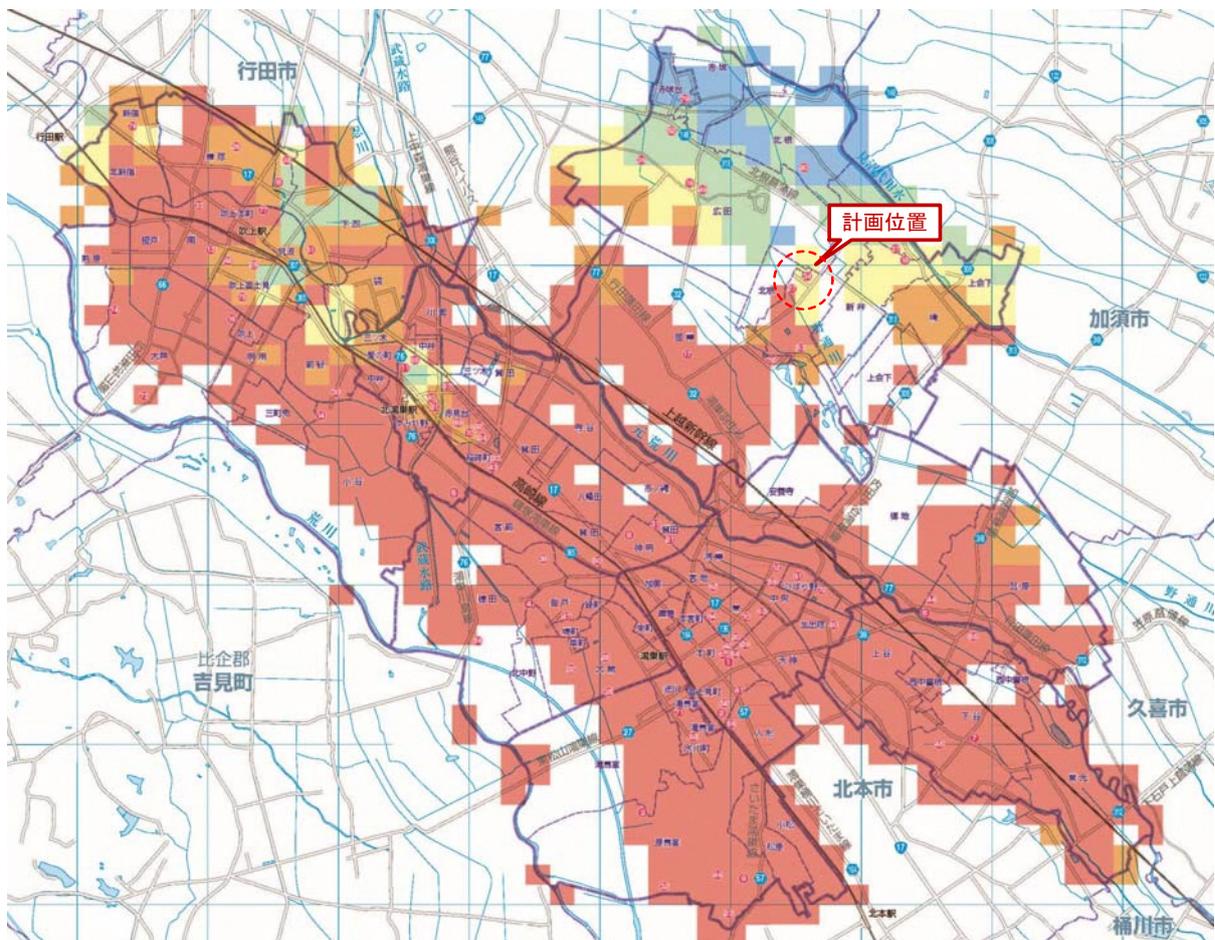
第三章 基本計画

(3) 災害情報

1) 地震ハザードマップ

このマップは地震が発生した際に、市民が速やかに安全な場所に避難するなど、被害を最小限に抑えるため、地震が発生した場合の地面の揺れの強さ(震度)について、危険度で色分けし、表現しています。

危険度	
危険度数	全壊する建物の割合
危険度5	5%以上
危険度4	3%以上～5%未満
危険度3	2%以上～3%未満
危険度2	1%以上～2%未満
危険度1	0%超～1%未満
	建物が無いが、最大震度が5.4以下で建物全壊の危険が0%と想定される場所です。



■地震ハザードマップ

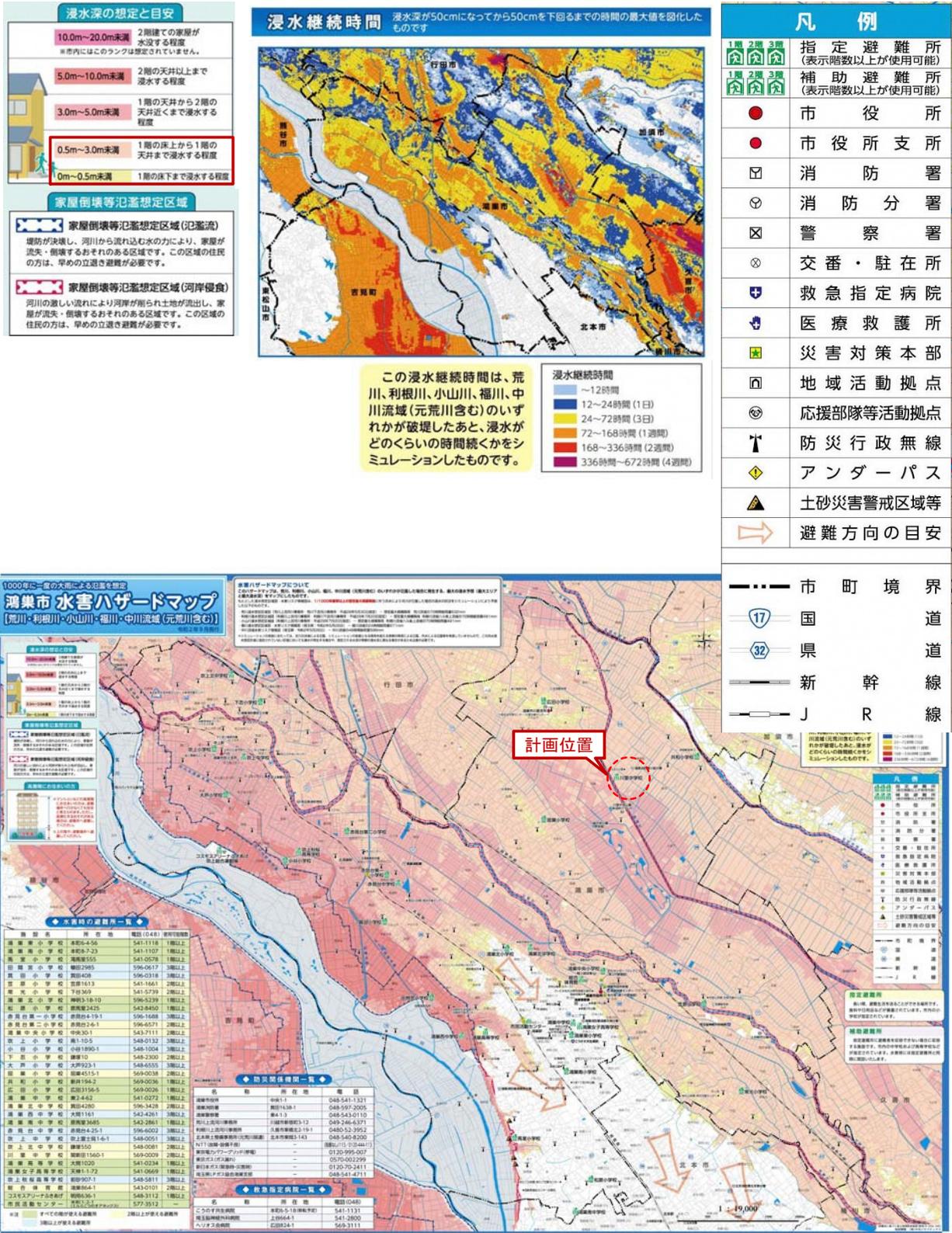
第三章 基本計画

2)洪水ハザードマップ

このマップは大雨などにより洪水が発生した際に、市民が速やかに安全な場所に避難するなど、被害を最小限に抑えるため、洪水による被害が発生しやすい場所を予測・把握できるようにしたものです。

開発の際には、調整池や浸透ます、浸透トレンチ等、雨水貯留浸透施設などを設置し降雨時の敷地内からの雨水流出抑制対策を十分に行うと共に、盛土や塀を設置し、河川氾濫時等の浸水被害を防止します。

また、避難場所となる屋内体育施設を上層階に配置するなど、避難所としての機能を高めます。



■洪水ハザードマップ

6 防犯計画

(1) 建築計画による対策

- ・各建物、屋外施設、門等は、周囲からの見通しがよく死角となる場所がなくなるような配置計画とします
- ・職員室、事務室については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置します。
- ・門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に留意します。
- ・受付に容易に行くことができるよう、誘導サインや案内図の設置を行います。
- ・囲障は周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らない透過性のあるフェンス等を採用します。

(2) 防犯設備による対策

- ・外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラやインターホン等の防犯設備を必要に応じ門の周辺に設置します。
- ・不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を必要に応じ囲障の周辺に設置します。
- ・夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲に外灯を設置します。
外灯は人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で配置します。
- ・通用門等には、必要に応じて電気錠やテンキー錠、カードリーダー等を設置します。
- ・防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等を設置し事務室や職員室で監視できる計画とします。
- ・休日・夜間は警備会社と連携した防犯システムを導入し、建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応する計画とします。

7 設備計画

維持管理費を低減し、長期に渡って活用出来る機能を持ち、児童・生徒の安全性及び、利便性を考慮した設備計画とします。計画にあたっては、関係法令を遵守し、各施設の運用方法・使用状況を十分考慮に入れて、建築設備における快適で適正な環境を実現する計画を行います。

また、環境に配慮した省エネルギー型・省資源型の学校整備を目標とし、高効率な設備システムの導入を検討します。

ビル・エネルギー管理システム(BEMS)の導入を検討し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図ることと、ランニングコストの削減と省エネルギーに配慮した運営管理を目指します。

(1) 電気設備計画

- ・個別制御と集中制御を併用した利便性を考慮した設備とします。
- ・将来に渡って多目的な学習に対応できる通信・情報網を整備します。
- ・自然エネルギーの利用、太陽光発電、省エネルギー器具、エコ製品を使用し、環境への配慮を行います。
- ・エントランスなどの共用部に太陽光発電量の表示パネルを設置し、省エネ効果の「見える化」を図ります。
- ・照明設備は必要な照度を確保するとともに、諸室の利用状況に応じて人感センサー等を設置し省電力に配慮します。
- ・受変電設備は、保守点検、更新工事、改修工事に対応できる計画するとともに、災害時対応に配慮した位置に計画します。
- ・EPSや分電盤の配置は更新工事、改修工事にフレキシブルに対応できるように計画します。

(2) 機械設備計画

- ・快適な室内環境を維持できる設備計画とします。
- ・操作性が良く、維持管理も容易な機器を導入します。
- ・設備機器の耐震性を考慮し、災害時において事故、破損がない配置計画とします。
- ・更新工事、改修工事にフレキシブルに対応できるように、機器配置、配管、ダクトスペースを計画します。
- ・高効率型、節水型の機器を使用し、資源の節約や自然エネルギーの有効活用を考慮した設備計画とします。
- ・屋内運動場の空調方式は居住域に配慮した空調を検討します。
- ・雨水の再利用（便所洗浄など）を検討します。
- ・機器の選択にあたっては、ランニングコストも含めた検討を十分に行い、建物全体として効率的なシステムとなるよう様に計画します。
- ・機器選定、配置に対しては周囲の景観を損なわないように配慮します。

(3) 昇降機設備計画

- ・バリアフリー法、埼玉県福祉のまちづくり条例の基準に則ったエレベーターを設置します。
- ・建物規模や車いす使用者の動線距離を考慮して、必要に応じて小学エリアと中学エリアのそれぞれにエレベーターを設置する事を検討します。
- ・給食配膳用の小荷物昇降機の設置を計画します。必要に応じて給食配膳を兼用するエレベーターの設置を検討します。

8 構造計画

(1) 構造計画基本方針

- ・耐震性能 : 本建物は、供用期間中、複数の大地震を受ける可能性が高く、大地震の発生後も十分な安全性を確保することが必須です。本建物の耐震性目標水準は、大地震時の人命確保にのみならず、大地震後も継続的に使用できるⅡ類(用途係数 $I=1.25$)とします。
- ・使用性能 : 建築物の快適性や使いやすさを確保するために、不快感や不安感をいだかせる音や振動などの感覚障害を生じさせないようにします。
- ・耐久性能 : 耐久性を損なう要因である、たわみ・ひび割れ・錆が起きないように構造部材を選定します。
- ・施工性 : 現場の実情を理解し、施工上起こり得る問題点を十分に検討した上で、設計に反映します。
- ・経済性 : 機能性や安全性とのバランスを考慮し、最も経済的な架構及び工法を選定します。

(2) 上部構造計画

構造種別については、校舎棟:階数、スパン、耐震性(強度)、長寿命性、遮音性、耐火性及び経済性等を加味し、鉄筋コンクリート造を採用します。また、将来予想される壁の変更に対応できるように、最小限の耐震壁を平面的にバランス良く連層で配置することにより将来的に修繕・模様替えが可能な空間になるよう配慮します。屋内運動場棟屋根は長スパンとなるため鉄骨梁とした架構計画を考えます。

○下記の項目を満足するよう計画します。

- a) 長期荷重に対して、部材強度を確保するとともに、有害な変形および振動障害を防止するための剛性を確保します。
- b) 構造体の変形が、非構造部材及び設備機器の機能に支障を及ぼすことのないようにします。
- c) 耐久設計基準強度 F_d30 以上とし、構造躯体の計画供用期間は長期とします。
- d) コンクリートのかぶり厚は、公共建築工事標準仕様+1cmとし、鉄筋の耐久性を確保します。

(3) 基礎構造設計方針

既存土質柱状図より、概ねGL-10.0m以深の中砂層を支持層とする杭基礎の採用となります。

詳細検討の際には、計画敷地内の土質報告書から判断し、杭工法の比較を検討します。杭工法については①場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭工法(②一般認定工法、③高支持力工法)等について経済性、工期、周辺環境を考慮し、総合的な比較検討に基づき工法決定を行います。

第IV章
計画実現のための検討

第IV章 計画実現のための検討

1 開校までのスケジュール(案)

開校までのスケジュールを次のとおり示します。※今後の検討に伴い変更の可能性があります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
設計	パブリック・コメント [Blue bar]	基本設計・実施設計 [Blue bar]						
工事		設計業者選定 [Blue bar]		新築工事 [Blue bar]			既存校舎解体工事 外構工事 [Blue bar]	
学校						中学生引越 [Red bar]	小学生引越 [Red bar]	開校 [Yellow bar]
その他	敷地測量 [Green bar]	用地の取得・地質調査 [Green bar]						

2 附帯工事の計画(案)

学校新設に伴い、周辺施設の整備等の検討も行います。

具体的な内容については、川里地域における小中一貫教育校の基本設計・実施設計業務と並行して調査・検討します。

●対象施設

- ・川里ふるさと館内各施設
(川里図書館、教育支援センター、高齢者福祉センター、旧保健センター)
- ・ポプラ館
- ・教職員、来校者用駐車場

第IV章 計画実現のための検討

●イニシャルコストの概算(初期投資費)

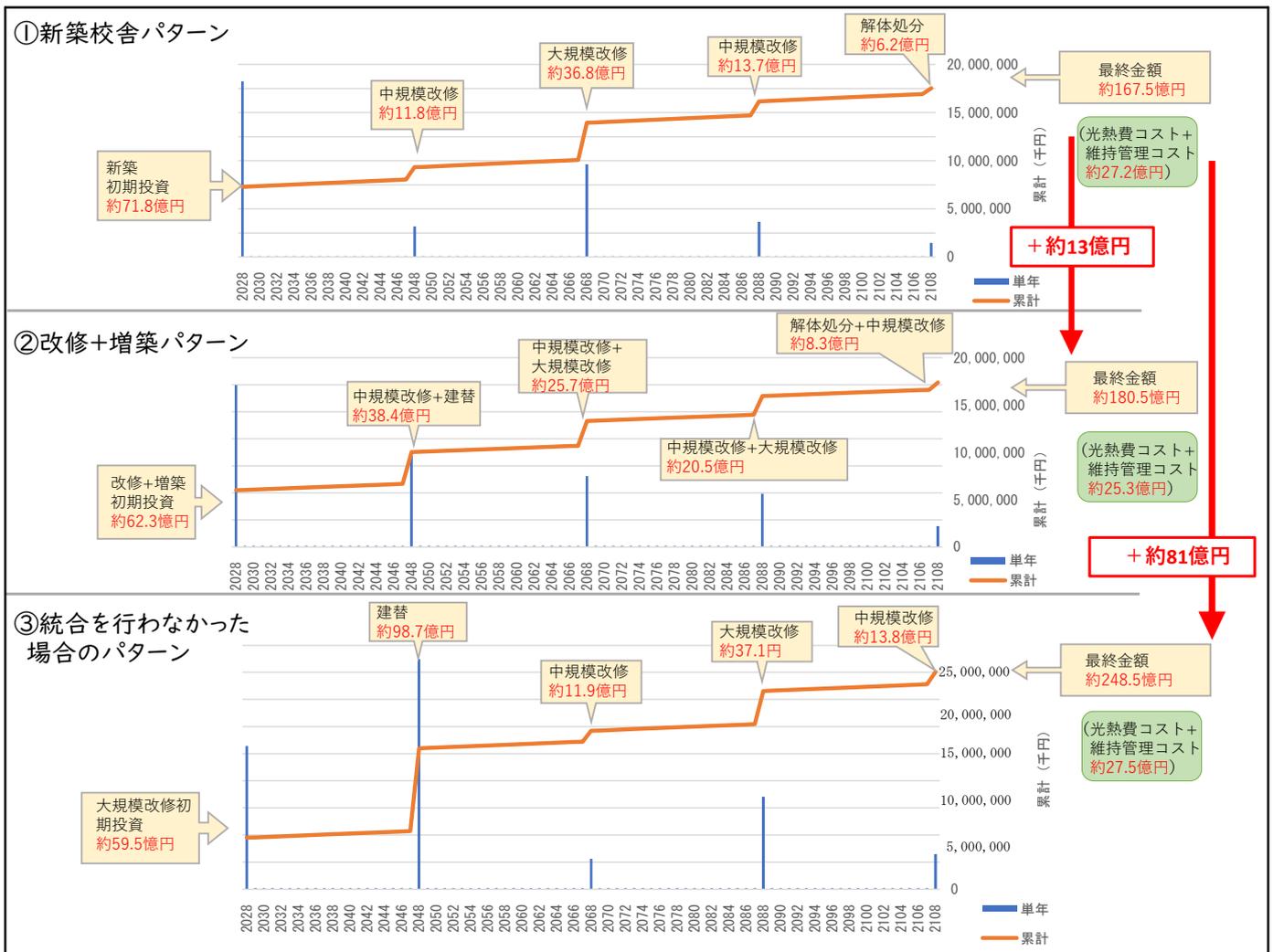
校舎新設時のイニシャルコストの概算表を下記表に示します。

(事業全体の概算工事費については次項で算定)

(円)

区分	概要工事費(税込み)		
	新築コスト(大規模改修コスト)	設計コスト・工事監理コスト	合計
①新築校舎パターン	6,583,005,000	594,594,000	7,177,599,000
②改修+増築パターン	5,682,034,000	552,112,000	6,234,145,000
③統合を行わなかった場合のパターン	5,352,133,000	599,439,000	5,951,157,000

●ライフサイクルコストの比較



(2) 概算工事費の算定

基本計画における計画面積に基づき、概算事業費を以下のとおり試算しました。工事費の算出にあたり、今後の社会情勢や資材費、労務費の高騰等によって建設工事の増減は考えられます。概算事業費については、今後具体的な設計段階において必要な計画変更や詳細な杭設計の内容等によって、事業費の変動が想定されます。事業費については今後さらに具体的な設計・調査結果等を踏まえながら精査していくものとしします。

概算工事費については、校舎等の建築工事及び付属棟建築工事、外構工事、造成工事等、現在想定される工事費を算出しています。なお、周辺インフラの整備費や調査設計計画費、土地購入費等は含まれていません。

●施設区分別概算工事費の試算

(円)

区分		概要工事費			
		概要工事費	消費税（10%）	合計	備考
1	校舎（新設） [14,850㎡]	5,984,550,000	598,455,000	6,583,005,000	新設体育館を含む
2	付属棟（新設） [2,240㎡]	708,500,000	70,850,000	779,350,000	駐輪場、渡廊下、付属棟、バス停等を含む
3	既存体育館改修 [1,544㎡]	407,550,000	40,755,000	448,305,000	スケルトン改修を想定
4	外構・グラウンド [36,670㎡]	1,287,117,000	128,711,700	1,415,828,700	雨水抑制施設を含む
5	解体工事 [6,470㎡]	898,791,400	89,879,140	988,670,540	既存校舎、既存外構
全体概算工事費		9,286,508,400	928,650,840	10,215,159,240	

(3) 補助金等財政支出措置の検討

本事業において活用可能性のある補助金等について、次のとおり示します。

財源調達方法		諸条件
補助金等	公立学校施設整備費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小学校、中学校、義務教育学校等の校舎・屋内運動場（体育館）等の新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することで、学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する ・補助率：1/2（地域や事業内容によって特例あり）
	学校施設環境改善交付金 改築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校の建物（老朽化した施設を建て替える事業の対象となったもの）の改築に要する経費 ・補助率：1/3
	学校施設環境改善交付金 太陽光発電等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等又は蓄電池を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図る ・対象：太陽光発電等を設置に必要となる工事一式、蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る） ・補助率：1/2
	エコスクール・プラス	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定を受けるもの ・対象：省エネルギー・省資源型（断熱化、省エネ設備、雨水利用等）、その他新エネルギー活用型（地中熱利用）等 ・補助率：1/3（改築の場合）
	子ども・子育て支援整備交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：放課後児童クラブ ・補助率：国1/3・県1/3（改築の場合）※上限あり
	レジリエンス強化型ZEB実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（学校等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEB に対して支援 ・対象：再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入 ・補助率：1/3（ZEB Readyの場合） 3/5（Nearly ZEBの場合） 2/3（ZEBの場合） ※上限あり

4 事業方式・発注方式の比較検討

(1) 検討する事業方式

公共施設の建設に係る事業方式は、従来から実施されている設計・施工分離発注方式のほか、近年は、PFI方式をはじめとした民間活力導入型の事業方式が取り入れられています。

様々な事業方式のうち、小中一貫教育校新設に適用できると考えられる手法として、設計・施工分離発注方式(従来方式)、設計・施工一括発注方式(DB方式)、PFI方式の3つの事業方式について検討するものとします。

※従来方式:設計者、施工者をそれぞれ選定し分離発注する、公共事業では最も一般的な方式。

※DB方式:設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。

(DB方式:Design-Build=設計・建設)

※PFI方式:民間事業者に設計、建設、維持管理を一体的に委ねる方式。

市は民間事業者が設立する特別目的会社(SPC)と契約を締結し、SPCが建設資金の調達を行い、市が割賦方式により支払う。所有権移転の時期についてはいくつかの手法がある。(PFI方式:Private Finance Initiative)

PFI方式には、所有権移転の時期により、BTO型、BOT型、BOO型の手法があります。当該新設校の建設後、その学校運営はPFI事業者ではなく市が行います。このため、本事業に係る事業方式の比較においては、PFI事業者により学校が建設された後、その所有権を市に移転し、市により学校を運営する「BTO型」について比較検討するものとします。この事業スキームにおいて、PFI事業者は、所有権移転後の学校施設の維持管理業務を実施します。

なお、本市においては、令和4年度から「鴻巣市包括施設管理業務」を開始しており、市内の各施設の保守管理業務、小規模修繕等業務等を包括的にまとめています。

市内の全ての小中学校も対象としており、小中一貫教育校が新設された場合でも対象とする可能性が高いことから、PFI方式による実施に際しては、慎重な検討が必要です。

※BTO型:民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設後、所有権を行政に移転し、民間事業者が運営・維持管理を事業期間の終了まで行う方式です。民間事業者にとっては業務の効率化が図られるなどのDB方式と同様のメリットがあり、行政にとっては資金調達を一部民間事業者に移転できることが特徴ですが、市場から調達した資金の金利負担が本方式の導入における課題となっています。

※BOT型:民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、事業期間の終了まで運営・維持管理を行った後、施設の所有権を行政に移転する方式です。資金調達の一部を民間事業者に移転できるなどのBTO方式と同様のメリットのほかに、運営・維持管理期間中においても施設は民間事業者の所有となるため、BTO方式に比較して長期にわたり民間事業者は効果的・効率的に施設の維持管理を行う上でのインセンティブが働きやすい傾向にあります。一方、民間事業者が施設を所有することにより民間事業者には税負担が発生するとともに、BTO方式以上に市場から調達した資金の金利負担が事業化への課題となっています。

※BOO型:民間事業者が自ら調達した資金で施設を建設し、運営・維持管理を行い、事業期間終了後、民間事業者が施設を撤去する方式です。民間事業者に事業全般の裁量を委ねるため、民間事業者のノウハウを最も反映しやすく、独立採算型の事業に向けており、産業廃棄物の処理を伴う事業で採用されています。民間事業者にとっては効果的・効率的に施設の維持管理を行うインセンティブが働く傾向がありますが、民間事業者が施設を所有することにより民間事業者には税負担が発生するとともにBOT方式以上に市場から調達する資金の金利負担が事業化への課題となっています。

第IV章 計画実現のための検討

(2) 事業方式の比較

発注方式		①設計・施工分離発注方式(従来方式)
1	特徴	<p>設計者、施工者をそれぞれ選定し分離発注する、公共事業では最も一般的な方式。</p>
2	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工に先立って別途発注により実施する設計段階において、関係機関協議や施設の利用方法を十分に確認し、設計成果に反映することができる。 ● 上記の設計成果に基づき工事仕様を確定させて工事発注できる。 ● 確定した仕様により精度の高い工事費の算出が可能となる。 ● 仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確である。 ● 発注者、施工者による設計の監督・照査により、設計品質を維持できる。
3	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 設計及び施工を分離して発注するため、それぞれの業務に対して事業者選定手続(入札等)が必要となる。 ▲ 建設費は引渡しまでに一括で支払うため、起債や補助金等による資金調達を除き、建設段階での財政負担が大きい。
発注方式		②設計・施工一括発注方式(DB方式)
1	特徴	<p>設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。</p>
2	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる(事業費削減や工期短縮が期待できる)。 ● 設計の全部又は一部と施工を同一の者が実施するため、当該設計と施工に関する責任の所在を一元化できる。
3	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 設計未実施の段階での発注となるが、その発注にあたっては、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、契約の条件として提示し、受発注者間で十分に共有しておく必要がある。(契約時における受発注者間での具体的な設計・施工条件の共有等が不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性がある。) ▲ 設計と施工を一括で契約するため、契約時点で工事費を含めた事業費が決定しており、事業費に影響が出るような設計変更に対応できない。(必要な変更契約ができない場合や、受発注者間の協議により変更対応を可能とした場合でも、契約当初の想定にない費用負担や工期延長が発生するおそれがある。) ▲ 上記の発注に係る条件整理のため、従来方式に比べて事業者選定に期間を要する。 ▲ 設計と施工を分離して発注した場合と比べて、設計者の視点や発注者におけるチェック機能が働きにくく、施工者の視点に偏った設計となる可能性がある。 ▲ 建設費は引渡しまでに一括で支払うため、起債や補助金等による資金調達を除き、建設段階での財政負担が大きい。

第IV章 計画実現のための検討

発注方式		③PFI方式(BTO型)
1	特徴	<div style="text-align: center;"> </div> <p>民間事業者に設計、建設、維持管理を一体的に委ねる方式。 市は民間事業者が設立する特別目的会社（SPC）と契約を締結し、SPCが建設資金の調達を行い、市が割賦方式により支払う。</p>
2	メリット	<p>DB方式と同様に、民間ノウハウを活かした効果的、合理的な設計・施工の実施や責任の所在の一元化といったメリットのほか、次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●割賦方式による支払いとなるため、市の財政負担を事業期間中で平準化できる。 ●施設のメンテナンスや清掃などの維持管理業務を施設整備も行うPFI事業者が一括して実施するため、民間事業者ならではの効率的な維持管理ノウハウを活用することで、メンテナンスや清掃などが効率的かつ効果的に行われ施設のライフサイクルコストを縮減する可能性が期待できる。
3	デメリット	<p>DB方式と同様に、発注者の求める機能・性能等の確保に関する懸念や事業費に影響を及ぼす設計変更への対応困難性といったデメリットのほか、次のようなデメリットが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲必ずしも、すべての学校施設整備にPFI手法を活用しうるわけではない（VfMが発生しない場合はPFIを導入できない）。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設PFIの場合、学校施設の運営（教育活動）自体はPFI事業者の業務の対象とすることができず、学校施設の維持管理がPFI事業者の業務の中心となるため、VfMがあまり大きくならない傾向にある。 ・起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、建設及び維持管理のコスト縮減効果が相殺される可能性がある。 ▲PFI導入の可否についての調査検討が必要であり、通常事業には必要のない準備期間や経費が必要となる <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業に比べ、PFI導入可能性検討調査、実施方針の策定、特定事業の選定、詳細な契約書の作成など、事業導入のための作業量が増加する。 ・PFIは、財務、法務、建築等の専門知識やノウハウを必要とするため、実施にあたっては、外部のコンサルタント業者等の専門家にアドバイザー業務を委託する必要がある。 ▲事業期間が長期に亘る契約となるため、環境変化に対するリスク検討が必要となる。

(3) 開校までの期間の比較検討

事業方式ごとに業務発注準備から開校までの期間を比較検討しました。

なお、設計業務については、効率的な業務実施と業務実施期間の確保の観点から、基本設計と実施設計を一括で発注することとします。

①設計・施工分離発注方式(従来方式)

従来方式により実施した場合の開校までの期間は68ヵ月となります。

【期間の内訳】

- ①設計発注手続:3ヶ月
- ②設計業務:23ヵ月
- ③工事発注手続:3ヵ月
- ④建設工事:20ヵ月
(解体工事:5ヵ月、体育館改修工事:6ヵ月、外構工事:6ヵ月を含めると計37ヵ月)
- ⑤引越作業等:2ヵ月

②設計・施工一括発注方式(DB方式)

DB方式により実施した場合の開校までの期間は74ヵ月となります。

DB方式は、設計未実施の段階で、設計と施工を同時に発注する方式であるため、契約時点において、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、受発注者間で十分に共有しておく必要があり、これが不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性があります。このため、発注にあたっては、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示する必要がありますが、本市においては、DB方式による発注のノウハウが不足していることから、DB事業者選定に先立って、DB発注に係る発注者支援業務を別途実施することを見込んでいます。

このため、従来方式と比較し、事業者選定に係る期間が多く必要となり、開校までに時間を要します。

【期間の内訳】

- ①DB発注者支援業務発注手続:3ヶ月
- ②DB発注者支援業務:6ヵ月
- ③DB発注手続:3ヵ月
- ④設計業務:23ヵ月
- ⑤建設工事:20ヵ月
(解体工事:5ヵ月、体育館改修工事:6ヵ月、外構工事:6ヵ月を含めると計37ヵ月)
- ⑥引越作業等:2ヵ月

③PFI方式

PFI方式により実施した場合の開校までの期間は86ヵ月となります。

PFI方式は、DB方式と同様、設計と施工を同時に発注する方式であるため、発注にあたり、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示する必要があります。また、PFI方式は、民間ノウハウの活用により、事業費の縮減が期待できる一方で、起債よりも金利の高い民間資金を活用するため、事業費削減の効果が相殺される可能性もあることから、PFI方式の導入に先立って、PFI導入可能性調査が必要となります。

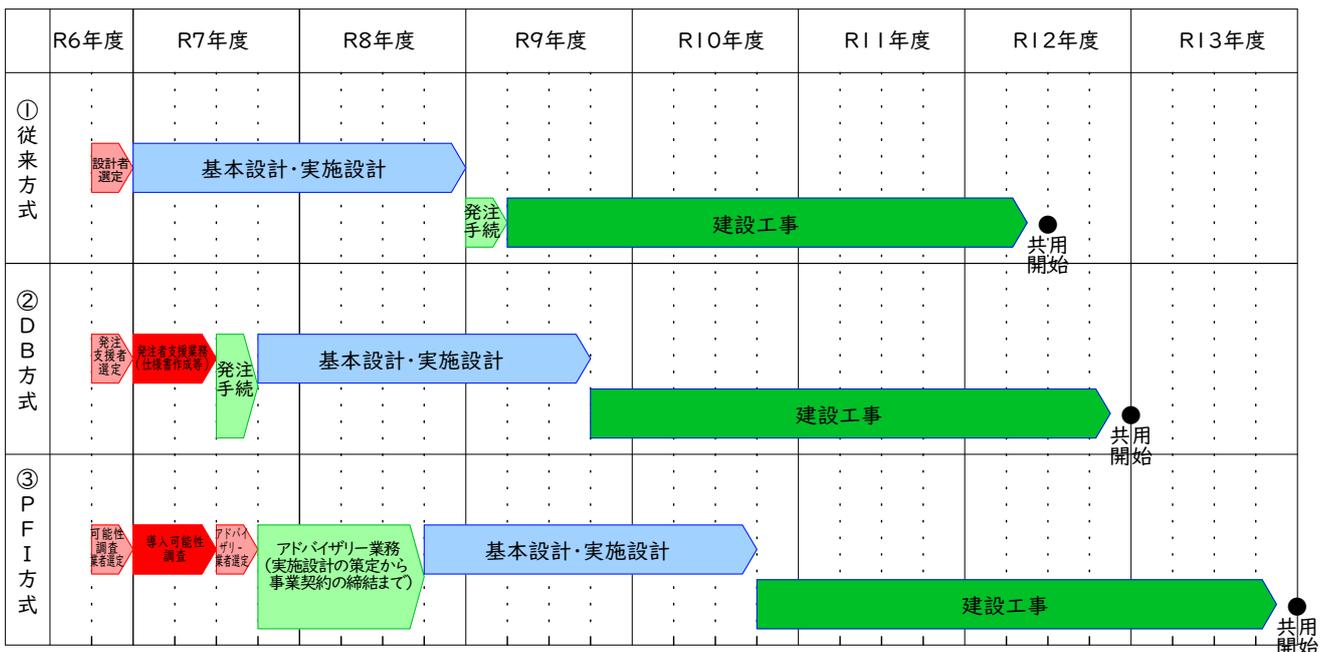
さらに、PFI方式の実施においては、実施方針の策定や特定事業の選定等のPFI法に基づく手続が必要となるほか、財務、法務、建築等の専門知識やノウハウも必要となるため、アドバイザー業者の支援を受け、PFI事業者の選定等を行うことが一般的です。

このため、従来方式と比較し、事業者選定に係る期間が多く必要となり、開校までに時間を要します。

【期間の内訳】

- ①PFI導入可能性調査業務発注手続：3ヶ月
- ②PFI導入可能性調査業務：6ヵ月
- ③アドバイザー業務発注手続：3ヵ月
- ④アドバイザー業務及びPFI法に基づく各種手続：12ヵ月
- ⑤設計業務：23ヵ月
- ⑥建設工事：20ヵ月
(解体工事：5ヵ月、体育館改修工事：6ヵ月、外構工事：6ヵ月を含めると計37ヵ月)
- ⑦引越作業等：2ヵ月

④事業方式ごとの想定スケジュール



(4) 採用する事業方式

3つの事業方式を比較した結果、『設計・施工分離発注方式(従来方式)』は令和12年度の途中からの開校、『設計・施工一括発注方式(DB方式)』は令和13年度当初の開校、『PFI方式』は令和14年度当初の開校となる事が分かります。

『PFI方式』での事業工程では期間が掛かりすぎるので、『設計・施工分離発注方式(従来方式)』か『設計・施工一括発注方式(DB方式)』で検討します。

また、『設計・施工一括発注方式(DB方式)』と『PFI方式』は、設計と施工を同時に発注する方式であるという特性上、受注した民間事業者によるノウハウを活かした効率的・合理的な設計・施工の実施等のメリットがある反面、設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくいことに加え、次のようなデメリットがあります。

- ・設計未実施の段階で、設計と施工を同時に発注する方式であるため、契約時点において、発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を、受発注者間で十分に共有しておく必要があり、これが不十分であった場合には、発注者の求める機能・性能等が設計内容に十分に反映されない可能性があること
- ・設計と施工を一括で契約するため、契約時点で工事費を含めた事業費が決定しており、事業費に影響が出るような設計変更に対応できず、必要な変更契約ができない場合や、受発注者間の協議により変更対応を可能とした場合でも、契約当初の想定にない費用負担や工期延長が発生するおそれがあること

このため、設計と施工を別途に発注し、設計段階で学校施設の利用方法の確認や関係機関との協議等を行い、それらを反映した設計成果に基づいて確定させた仕様により工事を発注し施工する『設計・施工分離発注方式(従来方式)』の方が、他の2つの事業方式に比べて、発注者が求める機能・性能の確保の観点において優れています。

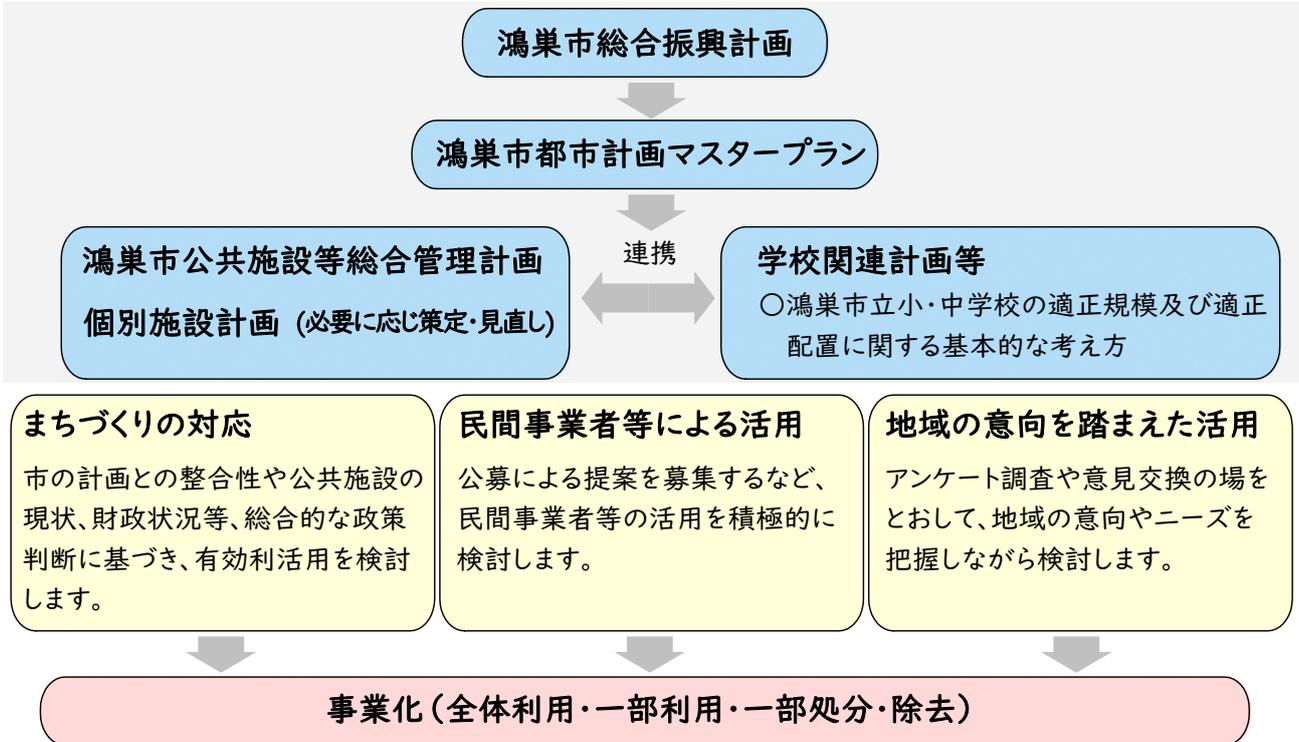
以上の検討を踏まえ、新設小中一貫教育校の建設においては、開校までの期間及び発注者が求める機能・性能の確保の観点から、『設計・施工分離発注方式(従来方式)』を採用することとします。

第IV章 計画実現のための検討

5 学校の跡地の利活用

(1) 学校跡地の利活用に関する基本的な考え方

統合等に伴う公共施設等の跡地については、地域の実情を踏まえた地域の活性化に資する施設として民間活力の導入も視野に入れながら有効に活用できる用途への転用を図ります。



(2) 基本的なスケジュール等

閉校前		閉校後	
【地域】 意見交換会、アンケート調査	【地域】 統合準備委員会	【地域】 暫定利用	事業化
【庁内】 閉校に伴う条例改正、 予算・従来補助金・法令の検証、 鴻巣市立小・中学校適正配置等 庁内検討委員会	【庁内】 鴻巣市立小・中学校適正配置等 庁内検討委員会	【庁内】 備品の移動 維持管理、財産処分等検討委員会 鴻巣市立公共施設等総合管理計画 庁内検討委員会	

(3) 利活用に当たっての配慮

- ①可能性調査…………… 小中学校の適正配置等の取組と並行して、地域や民間事業者との意見交換会や、庁内調整による役割分担など、課題を整理し、利活用の可能性を調査します。
- ②転用に伴う法令への対応…… 都市計画法や建築基準法、消防等の規制を調査し、転用の実現性を判断します。
- ③暫定利用の検討…………… 本格的な活用までには時間を要することから、スポーツ利用のための施設開放など、暫定的な利用時間を設けます。

発行 令和6年3月
企画・編集 鴻巣市教育委員会 教育総務課
埼玉県鴻巣市中央1-1
TEL 048-541-1321
<http://www.city.kounosu.saitama.jp/>
